

その他諸規則等

大島商船高等専門学校商船学科における乗船実習の履修方法の特例に関する規則

制定 平成28年9月1日

第1条 この規則は、大島商船高等専門学校学則第3条第3項及び別表第2（附則別表を含む）並びに学業成績の評価並びに進級及び卒業の認定に関する規程第17条第5号に定める商船学科に関する卒業年次の大型練習船実習課程の履修方法の特例（以下「特例措置」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

第2条 特例措置を適用する対象者は、卒業年次の商船学科学生のうち、疾病等やむを得ない事由により乗船実習を履修することが困難であると教務委員会の議を経て校長が認めた者とする。

第3条 学生は、第2条の認定を受けようとする場合は、申請書（別紙様式）に学校が指定する医師の診断書を添えて、所定の期日までに校長に申請しなければならない。ただし、乗船実習の履修中等に第2条の対象となることとなった場合は、できる限り速やかに申請するものとする。

第4条 校長は、特例措置を行うこととなった学生に対し、本科の授業科目、特別研究、企業でのインターンシップ、授業補助活動等の中から単数又は複数を指定するものとする。

2 指定した特例措置に関する授業科目等については、単位修得はできない。

3 指定した特例措置に要する経費は、当該学生の負担とする。

第5条 第2条の認定を受けた学生は、校長が指定する特例措置を行い、次条の完了が認定されることにより、当該措置の対象である大型練習船実習課程を修了したものとみなすことができる。

第6条 指定した特例措置にかかる完了の認定は、学修の記録により教務委員会の議を経て校長が行う。

第7条 この規則による申請手続等の詳細については、教務委員会が定める。

第8条 この規則に定めるもののほか、特別措置に関する必要な事項は、「商船学科卒業前6ヶ月乗船実習に関する特例措置」についての申し合わせ（平成28年6月2日商船系高等専門学校校長・事務部長会議）に基づき、校長が決定する。

附 則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年8月2日から施行する。

別紙様式

商船学科における乗船実習の履修方法の特例措置適用申請書

年 月 日

大島商船高等専門学校長 殿

商船学科 5 年

学籍番号

氏 名

(自署)

保護者等氏名

(自署)

大島商船高等専門学校商船学科における乗船実習の履修方法の特例に関する規則第 3 条の規定に基づき、下記のとおり特例措置の適用申請をいたしますので、認定くださいますようお願いいたします。

記

1. 特例措置適用期間 自 年 月 日
至 年 月 日

2. 事 由 (学校が指定する医師の診断書添付)

3 大島商船高等専門学校学生準則

制 定 昭和 44 年 1 月 1 日

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この学生準則は、本校学生生活上遵守すべき事項について定める。

第 2 条 学生は、学則、学生準則その他の規則を遵守し、本校学生としての本分を全うするよう常に心がけなければならない。

第 2 章 誓約書及び保護者等

(誓約書)

第 3 条 入学を許可された者は、所定の期日までに別紙様式 1 により、保護者等が自署した誓約書を校長に提出しなければならない。

(保護者等)

第 4 条 保護者等となることのできる者は、学校と連携し、学生を指導・支援する立場にある者とし、独立行政法人国立高等専門学校機構保護者等に関する取扱要項（令和 3 年 2 月 18 日理事長裁定）第 2 条に定める者とする。

第 5 条 保護者等が記載事項を変更したときは、その旨を速やかに別紙様式 2 により、校長に届け出なければならない。

第 6 条 保護者等が死亡し、又は資格を失ったときは、新たに保護者等を定めて別紙様式 3 により、校長に届け出なければならない。

第 3 章 学生証

(学生証)

第 7 条 学生は、各学年の初めに新規に学生証の交付を受けて、常時これを携帯し、本校教職員の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。

なお、教職員以外の者から相応の理由で請求された場合も同様とする。

第 8 条 学生証は、その有効期間が満了したとき又は退学するとき、校長に返納しなければならない。

第 9 条 学生証を滅失し、又はき損したときは、速やかに別紙様式 4 により、校長に願い出て、再交付を受けなければならない。

第 10 条 学生証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

第4章 休学，退学及び欠席等

(休学)

第11条 学生は，疾病その他やむを得ない事由により，3か月以上継続して修学することができないため休学しようとするときは，医師の診断書又は詳細な事由書を添えて，別紙様式5により，校長の許可を受けなければならない。

2 休学の期間は，1年以内とする。ただし，特別の事由がある場合は，1年を限度として休学期間の延長が認められる。

3 休学の期間は，通算して3年を超えることができない。

(復学)

第12条 休学した者が休学期間中に復学しようとするときは，別紙様式6により，校長の許可を受けなければならない。

2 疾病により休学していた者は，医師の診断書を添付しなければならない。

(退学)

第13条 学生は，疾病その他やむを得ない事由により退学しようとするときは，別紙様式7により，校長の許可を受けなければならない。

(住所変更等)

第14条 学生は，住所又は氏名を変更したとき，その他一身上の異動があったときは，速やかに別紙様式8により，校長に届け出なければならない。

第15条 学生は，欠席，欠課，遅刻又は早退をしようとするときは，事前に別紙様式9により，理由を明記して校長に届け出なければならない。ただし，やむを得ない事由により，事前に提出できないときは，その事由を明記して，事後速やかに提出しなければならない。

2 負傷又は疾病のため，引き続いて1週間以上欠席するときは，医師の診断書を添え，別紙様式10により，校長に届け出なければならない。ただし，1週間以内の欠席に対しても，医師の診断書を提出させることがある。

(忌引)

第16条 父母，親族の喪に服するときは，別紙様式11により，校長の許可を受けなければならない。

2 忌引の期間は，父母は7日，祖父母及び兄弟姉妹は3日，曾祖父母及び伯叔父母1日とする。ただし，実際に要した往復日数を加算することができる。

第5章 学級担任

(学級担任)

第17条 学生は，学習及び生活等について，校長が任命する学級担任の指導助言を受けるものとする。

第6章 学寮

(学寮)

第18条 学生は、学校の指示に従って入寮し、規律ある生活をしなければならない。

2 学寮における規律及び日課等については、別に定める。

第7章 服装

(服装)

第19条 学生は、定められた服装を着用し、自己及び学校の品位を傷つけるようなことをしてはならない。

2 服装については、別に定める。

第8章 健康及び安全

(健康)

第20条 学生は、常に衛生に留意し、健康保持に努めなければならない。

(健康診断)

第21条 学生は、各学年における定期又は臨時の健康診断及び予防接種を受けなければならない。

(治療)

第22条 校長は、必要に応じて学生に治療を命ずることがある。

(安全)

第23条 学生は、常に安全に留意し、火災及び風水害等の災害防止に努めなければならない。

2 学生による防火部署は、別に定める。

第9章 学生会等

(設置)

第24条 本校に、学生会を置く。

(目的)

第25条 学生会は、学校の指導のもとに学生の自発的な活動を通じて、その人間形成を助長し、本校の教育目的の達成に資することを目的とする。

(目標)

第 26 条 学生会は、前条の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- (1) 学生生活を楽しく、豊かで、規律正しいものにし、よい校風をつくる態度を養うこと。
- (2) 健全な趣味や、豊かな教養を養い、個性の伸長を図ること。
- (3) 心身の健康を助長し、余暇を活用する態度を養うこと。
- (4) 学校生活における集団の活動に進んで参加し、自主性を育てるとともに、集団生活において協力し、民主的に行動する態度を養うこと。
- (5) 学校生活において、自治的能力を養うとともに、公民としての資質を向上させること。

(遵守事項)

第 27 条 学生会活動を行うにあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守するとともに、法令及び学則、学生準則、その他学校の定める諸規則に違反してはならない。

- (1) 学生会は、学校の教育方針に則り、学校の教育使命の達成に寄与すること。
- (2) 学生会は、その目的を逸脱し、学園の秩序を乱すような活動を行わないこと。
- (3) 学生は、学生会の運営について、常に深い関心を払い、その活動に積極的に参加すること。
- (4) 学生会は、会員の総意に基づいて運営され、またいかなる場合においても、個人の思想及び良心等に関する基本的な自由を侵さないこと。
- (5) 学生会は、校外活動を行うに当たっては、校長の承認及び学校の指導を受け、学生会の目的の範囲内において行動すること。
- (6) 学生会は、その目的及び使命の達成上必要があり、かつ、学生会の自主性が阻害されないと認めて校長が承認した場合に限り、校外団体に加入することができること。
- (7) 校外団体に加入が許可された後においても、前号の趣旨に違反すると認められる場合は、校長はその許可を取り消すことがあること。

(構成)

第 28 条 学生会は、学生全員をもって構成するものとする。

2 学生は、入学と同時に学生会の構成員となるものとする。

(組織)

第 29 条 学生会に、総会、評議会、役員、部及び班を置く。

- 2 総会は、少なくとも年 1 回は開催するものとする。
- 3 評議会は、学級及び部ごとに選出された評議員をもって構成し、学生会の運営に関する重要事項を審議するものとする。
- 4 役員は、学生会の事務を処理する。
- 5 部の種類は、文化部、体育部及び厚生部とする。
- 6 各部は、その活動内容に応じて、相当数の班に分ける。
- 7 学生は、その希望によって、いずれかの班に属するものとする。ただし、2 以上の班に所属することを妨げない。

(会則)

第 30 条 学生会は、会則を制定して校長の承認を受けるものとする。会則の変更についても同様とする。

2 会則には、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 名称
- (2) 目的
- (3) 構成
- (4) 組織
- (5) 役員の種類、任務及び任期
- (6) 総会及び評議会の機能並びに権限
- (7) 部及び班の種類並びに権限
- (8) 会費に関する事。
- (9) 会計に関する事。
- (10) 顧問教員に関する事。
- (11) 会議の招集に関する事。
- (12) 部活動の連絡調整に関する事。
- (13) 役員の選挙及び承認に関する事。
- (14) 会議、各部及び会計等に関する事。
- (15) 事業計画、予算及び決算に関する事。
- (16) 会則の改正に関する事。
- (17) 会則発効に関する事。

(事業計画等)

第 31 条 学生会は、毎年度、事業計画書及び収支決算書について校長の承認を受け、事業報告書及び収支決算書を校長に提出するものとする。

(指導)

第 32 条 学生会は、学生主事の全般的な指導を受けるものとする。

2 部及び班は、それぞれ校長が命じた顧問教員の指導を受けるものとする。

(団体の結成等)

第 33 条 学生が、学生会とは別に、本校の学生をもって会員とする団体を結成しようとするときは顧問教員を定め、団体の規約並びに顧問教員及び会員の名簿を添え、責任代表者 2 名以上が署名押印の上、別紙様式 12 により、校長の許可を受けなければならない。ただし、有効期間は、1 年とする。

2 団体の変更又は継続の場合も同様とする。

第 34 条 前条の団体が解散したときは、速やかに別紙様式 13 により、校長に届け出なければならない。

2 前条の団体の行為が、本校の目的に反すると認められるときは、校長はその解散を命ずることができる。

(校外団体への参加)

第 35 条 学生が、団体として校外団体に参加しようとするときは、当該校外団体の目的及び役員に関する事項並びに参加の目的を記載した文書を添え、責任代表者が署名押印の上、別紙様式 14 により、校長の許可を受けなければならない。

第 36 条 前条の校外団体の行為が本校の目的に反すると認められるときは、校長は、その許可を取り消すことができる。

第 10 章 集会

(集会等)

第 37 条 学生が、校内外（学寮を含む。）において、校名又は学生会名を使用して集会、催物その他の行事を行い、又はこれ等の行事に参加しようとする場合は、別紙様式 15 により、1 週間以前に責任代表者が校長に願い出て、その許可を受けなければならない。ただし、その実施に関しては、学生主事の指示に従うものとする。

第 38 条 前条の場合において、本校学生の本分にもとるような行為が認められるときは、校長は、その中止を命ずることがある。

第 11 章 印刷物の発行、配布及び販売

(印刷物の発行等)

第 39 条 学生が、校内外において、雑誌、新聞、パンフレットその他の印刷物を発行し、配布し、又は販売しようとするときは、当該印刷物の原稿を添え、あらかじめ別紙様式 16 により、校長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可された印刷物は、配布又は販売する前に、学生主事が必要と認める部数を提出し、又は提示するものとする。

第 12 章 掲示

(掲示)

第 40 条 学生が、校内外において、ビラ、ポスター類を掲示しようとするときは、当該掲示物を添え、別紙様式 17 により、校長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可された掲示物は、所定の場所に掲示しなければならない。

3 掲示期間は、原則として、1 週間以内とし、期日経過後は、遅滞なく取り除かなければならない。

4 掲示の内容が学校の目的に反し、又は故なく他人の名誉を傷つけるものは、掲示してはならない。

5 この規定に従わない掲示物は、撤去する。

第 13 章 施設又は設備の使用

(施設等の使用)

第 41 条 学生及びその団体が、本校の施設又は設備を使用しようとする場合は、別紙様式 18 により校長の許可を受けなければならない。ただし、第 37 条の規定により許可を受けた施設若しくは設備又は日常その使用を認められた施設若しくは設備については、この限りでない。

2 学生又はその団体が、本校の施設又は設備を故意又は重大な過失により滅失、き損又は汚染したときは、その現状回復に必要な経費を弁償しなければならない。

第 14 章 雑則

(書類の経由)

第 42 条 第 5 条、第 6 条、第 9 条及び第 11 条から第 16 条までの規定により、学生が校長に提出する書類は、学級担任を経由するものとする。

第 43 条 第 30 条、第 31 条、第 33 条から第 35 条まで、第 37 条及び第 39 条から第 41 条までの規定により、学生会又は学生が校長に提出する書類は、学生主事を経由するものとする。

(委任)

第 44 条 この準則の施行に際して必要があるときは、別に規則を定める。

附 則

この準則は、昭和 44 年 1 月 1 日から施行し、昭和 42 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

この準則は、昭和 51 年 3 月 5 日から施行し、昭和 50 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この準則は、昭和 52 年 6 月 1 日から施行し、昭和 52 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この準則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この準則は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この準則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この準則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、施行日において商船学科実習課程に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

この準則は、平成 14 年 3 月 13 日から施行する。

附 則

この準則は、平成 14 年 11 月 5 日から施行し、平成 14 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この準則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この準則は、平成 19 年 6 月 4 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この準則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別紙様式 1（第 3 条関係）

誓 約 書

令和 年 月 日

大島商船高等専門学校長 殿

貴校に入学の上は学則等の諸規則が在学中は適用されることについて同意し、諸規則を遵守することを誓います。

本人 学科名・専攻名
(ふりがな)
氏 名 (自署)

私は、「独立行政法人国立高等専門学校保護者等に関する取扱要項」(令和 3 年 2 月 18 日理事長裁定)に基づき、上記の者の貴校在学中における行為について、学則等の諸規則を遵守するよう指導・監督する責任を負うことを誓約します。
なお、記載事項に変更が生じたときは、速やかに届出いたします。

(保護者等) 郵便番号
現 住 所
電話番号(.....)

本人との関係 (続柄)
(ふりがな)
氏 名 (自署)

緊急連絡先

保護者等とは、学生が教育研究活動を円滑に遂行していくうえで、学校と連携し、学生を指導、支援する立場にある者で、学生が未成年の場合においてはその親権者又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条、第 6 条の 4 及び第 7 条で定める学生を監護する者若しくは監護する施設等の長とする。また、学生が成年の場合においては 3 親等以内の親族とする。要件に合った保護者等が選定できない場合は、独立の生計を営む成年者であり、学生の指導、支援への意向のある者とする。

別紙様式 2（第 5 条関係）

誓約書（保護者等）記載事項変更届

令和 年 月 日

大島商船高等専門学校長 殿

学科名・専攻名 学年

氏 名
(保護者等) 氏 名 (自署)

このたび、誓約書の記載事項を下記のとおり変更しましたのでお届けします。

(該当する項目のみ記入のこと)

1 氏名変更について

届出済氏名

(ふりがな)

氏 名

2 住所変更について

届出済住所

新 住 所

郵便番号

住 所

電話番号(.....)

3 緊急連絡先の変更について

新緊急連絡先

別紙様式 3（第 6 条関係）

保護者等変更届兼誓約書

令和 年 月 日

大島商船高等専門学校長 殿

学科名・専攻名 学年

氏 名.....（自署）

このたび、保護者等を（氏名.....）から（氏名.....）に変更しましたのでお届けします。

私は、「独立行政法人国立高等専門学校保護者等に関する取扱要項」（令和 3 年 2 月 18 日理事長裁定）に基づき、上記の者の貴校在学中における行為について、学則等の諸規則を遵守するよう指導・監督する責任を負うことを誓約します。

なお、記載事項に変更が生じたときは、速やかに届出いたします。

（保護者等）郵便番号

現 住 所

電話番号（.....）

本人との関係（続柄）

（ふりがな）

氏 名

（自署）

緊急連絡先

別紙様式 4（第 9 条関係）

学生証再交付願

令和 年 月 日

大島商船高等専門学校長 殿

氏 名

学科

年

生年月日

年 月 日生（才）

下記理由により学生証の再交付をお願いいたします。

記

再交付の理由
（写真添付）

別紙様式 5（第 11 条関係）

休学願
大島商船高等専門学校 殿
令和 年 月 日

大島商船高等専門学校 殿

学科名・専攻名 学年
本人氏名 (自署)
保護者等氏名 (自署)

下記事由により休学したいので保護者等連署の上お願いいたします。

記

- 1 事由 (病気の場合は診断書添付)
- 2 期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

担任所見

担任氏名 (自署)

別紙様式 6（第 12 条関係）

復学願
大島商船高等専門学校 殿
令和 年 月 日

大島商船高等専門学校 殿

学科名・専攻名 学年
本人氏名 (自署)
保護者等氏名 (自署)

事由
令和 年 月 日から () により休学中のところ下記によって復学したいので
保護者等連署の上お願いいたします。

- 1 復学希望年月日 令和 年 月 日
- 2 事由 記

別紙様式 7（第 13 条関係）

退学願	令和	年	月	日
大島商船高等専門学校長 殿				
学科名・専攻名 学年				
本人氏名	(自署)			
保護者等氏名	(自署)			

下記事由により退学したいので保護者等連署の上お願いいたします。

記

1	退学希望年月日	令和	年	月	日
2	事由				

担任所見
担任氏名 _____ (自署)

別紙様式 8（第 14 条関係）

住所氏名	変更届	令和	年	月	日
大島商船高等専門学校長 殿					
学科氏名					

下記のとおり住所氏名を変更しましたのでお届けします。

1	旧住所氏名
2	新住所氏名

(氏名変更のときは戸籍抄本添付のこと)

別紙様式 9（第 15 条関係）

欠 席
欠 課
(1 週間未満) 届

令和 年 月 日

大島商船高等専門学校長 殿

学 科
氏 名

下記事由により
〔住所〕〔したい〕
〔氏名〕〔した〕
〕のでお届けします。

記

1 期 日 令和 年 月 日 時限から
令和 年 月 日 時限まで

2 理 由

(注) 欠席及び欠課については、該当事項を○で囲むこと。

別紙様式 10（第 15 条関係）

長 期 欠 席 届 (1 週間以上)

令和 年 月 日

大島商船高等専門学校長 殿

学 科
氏 名
年

下記によって長期欠席をしたいので（医師の診断書を添えて）お届けします。

記

期 間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

事 由

忌 引 願

令和 年 月 日

大島商船高等専門学校長 殿

学 科 氏 名
年

下記の期間忌引をお願いします。

記

1．忌引期間 令和 年 月 日から 月 日まで

2．死亡者氏名及び続柄

3．葬儀年月日

4．葬儀場所

学生団体結成（変更，継続）許可願

令和 年 月 日

大島商船高等専門学校長 殿

顧問教員 氏 印
責任代表者 年 氏 名
学 科 年 氏 名
学 科 年 氏 名

このたび下記のとおり
いたします。

を結成（変更，継続）しますので許可をお願い

記

- 1 名 称
- 2 目 的
- 3 事 業
- 4 設 立（変更，継続）年月日
- 5 事務所の所在地
- 6 顧問教員の氏名
- 7 規 約（別紙）
- 8 会員名簿（別紙）

別紙様式 13（第 34 条関係）

学 生 団 体 解 散 届

令和 年 月 日

大島商船高等専門学校長 殿

顧問教員

印

責任代表者

学 科 年 氏 名

- 1 解散団体名
- 2 解散年月日
- 3 解散事由

上記のとおりお届けします。

別紙様式 14（第 35 条関係）

校 外 団 体 参 加 許 可 願

令和 年 月 日

大島商船高等専門学校長 殿

顧問教員

印

責任代表者

学 科 年 氏 名

このたび下記のとおり、校外団体に参加したいと思いますので許可をお願いします。

記

- 1 参加しようとする校外団体名
- 2 同 代表者
- 3 同 所在地
- 4 同 規 則（添付）
- 5 参加学生団体名
- 6 目的、理由
- 7 参加年月日

別紙様式 15（第 37 条関係）

集 会（催 し 物）許 可 願

令和 年 月 日

大島商船高等専門学校長 殿

責任代表者
学 科 年 氏 名

このたび下記のとおり集会（催し物）をいたしたいと思えますので、許可をお願いします。

記

- 1 集 会 の 名 称
- 2 目 的
- 3 期 日
- 4 場 所
- 5 参加者の種類
- 6 参加者の人員

別紙様式 16（第 39 条関係）

印刷物発行、配布及び販売許可願

令和 年 月 日

大島商船高等専門学校長 殿

責任代表者
学 科 年 氏 名

下記のとおり印刷物を発行、配布、販売したいので許可をお願いします。

記

- 1 印刷物を発行、配布、販売しようとする団体名
（団体でないときは個人名）
- 2 発行、配布、販売しようとする物の名称
- 3 発行、配布、販売しようとする場所及び日時
場 所
日 時
- 4 印刷物の配布、販売先
- 5 印刷物（ ）部を添える。

別紙様式 17（第 40 条関係）

掲 示 許 可 願

令和 年 月 日

大島商船高等専門学校長 殿

責任代表者
学 科 年 氏 名

下記のとおり掲示したいので許可をお願いします。

記

- 1 掲示表題
- 2 掲示内容（又は掲示物を添えること）
- 3 掲示場所
- 4 掲示期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

別紙様式 18（第 41 条関係）

施 設、設 備 使 用 許 可 願

令和 年 月 日

大島商船高等専門学校長 殿

使用責任者
学 科 年 氏 名

下記のとおり施設、設備を使用したいので許可をお願いします。
なお、使用に際しては火気に注意し、施設及び備品類を破損紛失した場合は直ちに弁償いたします。

記

- 1 使用者名
- 2 使用施設、設備名
- 3 使用日時
月 日 時から 月 日 時まで
- 4 使用目的
- 5 参加人員 名

大島商船高等専門学校学生心得

学生は、本校学生としての自覚を常に保持し、自主自律の精神を重んじ、5年間を通じて正課及び課外教育により、教育目標達成のために心身の健康に留意し、基本的な生活習慣を確立するよう心掛けなければならない。

学則、学生準則及びその他の諸規程を遵守して学生生活を実りあるものにし、望ましい人格の形成を目指して教育の目的を達成するよう努力して欲しい。

下記の項目は、日常生活において当面必要なもののみ掲げてあるが、その趣旨をよく理解し、有意義な学生生活を送ることを切に期待します。

諸届や願い出のための用紙請求先や提出先が一覧表にまとめてあるので参考にすること。

1 教務関係

- (1) 授業時間割は、各学級毎に別に定める。臨時変更がある場合は、学生用掲示板に掲示するので注意すること。
- (2) 授業の始業及び終業の時刻は、次のとおりである。ただし、定期試験、学校行事等がある場合は、別に指示する。

時 限	2 時間連続 (90 分)			
SHR	8 : 40～8 : 45			
1 時限	8 : 50～10 : 20			
2 時限				
3 時限	10 : 30～12 : 00			
4 時限				
昼休憩				
5 時限	12 : 50～14 : 20			
6 時限				
7 時限	14 : 30～16 : 00		14 : 30～15 : 20	* 第 7 時限及び第 8 時限は、各 50 分とすることもある
8 時限			15 : 25～16 : 15	

居残り制限時刻 18:30

(学習・課外活動のため校内に居残る時刻の限度)

注:教員の指導の下に居残る場合は、この限りでない。

- (3) 常に健康保持に留意し、欠席や遅刻をしないように心掛け、勉学に励むこと。
疾病等やむを得ない事情のため出席できない場合は、学級担任に連絡し、所定の手続きをすること。
- (4) 登校中身体に異常を生じた場合は、速やかに学生係へ届け出ること。
- (5) 登校後は、始業時から放課後までの間は、昼休み時間を除きみだりに校外へ出ないこと。やむを得ない事情のため外出する必要がある場合は、学級担任又は教務係へ届け出ること。また、帰校後は同者にその旨報告すること。
- (6) 学級選出の各役員(委員)や学級当番は、その任務を十分理解し、学級担任の指導助言を受け、役割を果たすこと。
- (7) 清掃当番は、割り当てられた区域について放課後直ちに清掃を行い、学級担任(又は副担任)へ「清掃完了」の報告をすること。

2 課外活動

本校の学生全員で構成されている学生会に、文化系及び体育系のクラブ(部)や同好会がある。学生は、自発的な活動を通じて人間形成を助長し、相互の親和と啓発につとめ、学生生活の向上を図るようにつとめること。

学生は、何れかの部や同好会に所属し、積極的に参加し活動することが望ましい。

(学生会会則参照)

3 服装・礼儀

- (1) 校内における生活はもとより、校外にあっても常に礼儀正しくし、言葉づかい、態度、服装に気をつけ、良識ある行動によって本校学生としての誇りと自覚を身をもって示すよう必掛けること。
- (2) 学生は、本校の「学生生活ハンドブック記載の学生生活ガイド」を遵守すること。
校外の生活においても簡素なものを着用し、本校の学生としての品位を汚すことのないよう心掛けること。

- (3) 髪は、清潔・端正で学生らしく、他人に不快感を与えることのないよう心掛けること。
- (4) 外来者や本校職員に対してはもとより、学生間においても互いに挨拶・会釈をしあい、言葉づかいや態度に気をつけるよう心掛けること。

4 アルバイト等

- (1) 低学年生(1～3年)のアルバイトは、長期休業中(夏季休業・冬季休業・学年末休業)を除き原則として禁止する。長期休業中にアルバイトの実施を求める者は、実施する前に「アルバイト許可願」を提出すること。許可を受けた後、「アルバイト就業届」を学級担任確認の上、学校へ提出することにより実施が可能となる。

通常期に、学資の一部を補う等のため、やむを得ない事情でアルバイトをする必要がある場合は、保護者や学級担任とよく相談すること。審議の上特別に許可することがある。

- (2) 高学年生(4・5年)がアルバイトをしようとする時は、学業に差し支えない程度でアルバイトを実施すること。あくまでも優先すべきは学業であり、アルバイトが優先されるようなことがあってはならない。なお、場合によって、実施するアルバイト情報(就業先・仕事の内容・時給・保険等々)の提出を教員から求められた際には、速やかにアルバイト情報を提出すること。
- (3) 学生が下記の業務に従事することは禁止する。

- ① 単なる労務以外の選挙運動に関するもの
- ② 深夜業
- ③ 風俗営業に類する業務
- ④ 危険有害な業務
- ⑤ その他学生として好ましくない業務

5 交通関係

最近交通事故が多発している折、被害を避けることは現下の社会にあっては万人が心掛けなければならないことでもある。まして、刑事上及び民事上の責任を負うことができず、心身ともに発達の十分でない学生は、そのことをよくわきまえ、悔いを残さないよう厳しく自らを戒めなければならない。

そのため次の事項を遵守すること。

- (1) 運転免許取得について

イ 1年生から3年生の間は運転免許(原付免許を含む。)を取得してはならない。

ロ 運転免許を取得しようとする者は、4年生以降にすること。

ハ 運転免許を取得しようとする者は、長期の休暇を利用し学業に支障のないようにすること。

二 前項イ、ロ、ハについて特別の事情がある場合は、保護者の同意連署を以て願い出があれば、特別に許可する場合がある。

ホ 運転免許を取得した者は、学級担任を経て届け出ること。

- (2) 通学、外出、旅行を問わず、可能な限り公共交通機関を利用し、車両の運転を避けること。
- (3) 歩行時においても、道路交通法を守るとは勿論のこと、交通道徳の高揚につとめること。
- (4) 車両等(自転車を除く。)は、修学上不必要であるので、校内及び町内にもって来ないこと。
- (5) 通学に車両等を使用する場合は本校「車両通学に関する規則」の範囲内で許可されるので、所定の手続きをすること。
- (6) 休暇中自宅に居る間、家事手伝い等で車両を使用する必要がある場合でも、運行責任者が他にある場合のほかは使用しないこと。
- (7) 万一、交通違反に問われた場合、又は交通事故に遭った場合(被害者又は加害者の場合ともに)は、係官の指示に従うとともに、速やかに学校に連絡すること。

6 下宿生活

- (1) 下宿(間借・知人宅を含む。)を利用して通学することは、静かな学習時間の確保等修学には好都合な場合もあるが、その反面放縦に流れ余暇の善用を誤る場合も多いことに留意し、その特色を生かす生活態度を維持するよう絶えず自戒しなければならない。
- (2) 下宿を希望する学生は、所定の手続きをすること。また、下宿先を変更する場合も速やかに手続きをすること。
- (3) 本校学生としてふさわしくない場所には、下宿しないこと。
- (4) 下宿先の家族や地域の人々とは常に品位と礼儀をもって接し、日常の生活においては互いに助け合う生活習慣を持つこと。

7 成人者の飲酒・喫煙

飲酒・喫煙は、成人に達した学生といえども、修学途上の身であり、これらは心身の発達を阻害し、勉学の妨げとなるばかりでなく、高専においては大部分の学生が未成年者であり、他に及ぼす影響も著しく大き

いので、守るべき事項を列挙しておく。

(1) 飲酒について

- イ 校内での飲酒は、禁止する。
- ロ 酒気を帯びて校内に入ってはならない。
- ハ 未成年者が同席している場所で飲酒してはならない。
- ニ 校外においても体育大会等、団体で行動する場合は禁止する。

(2) 喫煙について

- イ 校内での喫煙は禁止する。
- ロ 校外においても、登下校中や未成年者が同席している場所、喫煙が禁止されている場所では喫煙してはならない。

8 施設・設備の利用

- (1) 本校の施設・設備を利用する場合は、所定の手続きをとり、使用許可を得ること。ただし、課外活動等で日常的に使用することを認められている場合は、この限りでない。
- (2) 寮外生の寮施設への無断立ち入りは、禁止する。
- (3) 「商船会館」のトレーニングルームは、定められた時間内に限り利用してよい。研修室については所定の手続きをし、許可を得ること。

9 校外生活一般

公民として守るべき法律や条令及び一般道徳を遵守し、良識ある行動によって本校学生としての誇りと自覚を自ら身をもって示すよう心掛けること。

次に基本的な事項を記しておくが、決してこれらが全てではなく、日常生活のあらゆる場面において、自己の人間形成と学業に専念するよう心掛けて欲しい。

- (1) 青少年健全育成のため地域の警察や学校の関係者で補導連絡協議会をつくり、互いに連絡をとりあって指導育成にあたっている。校外において交通法規や各種条例違反等で補導された場合は、速やかに学校へ届け出ること。
- (2) 本校の学生は、寮では平日 19：50 の門限を遵守しているので、自宅通学生等寮外生も夜間の外出はつとめて避けること。
- (3) 学生として好ましくない所に出入りしないこと。
- (4) 海外渡航する場合は、所定の手続きをすること。

10 学生旅客運賃割引証・通学定期乗車券

(1) 学生旅客運賃割引証

見学・実習・帰省等の際、JR を利用して片道 100 キロメートル以上の旅行をする場合は、学生係で学生旅客運賃割引証（以下「学割証」という。）の交付を受けて利用できる。学割証は、学生個人の自由な権利として使用することを前提としたものではなく、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的としたもので、原則として次の目的をもって旅行をする必要があると認められる場合に交付される。

- イ 休暇、所用による帰省
- ロ 実験実習などの正課の教育活動
- ハ 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
- ニ 就職又は進学のための受験等
- ホ 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- ヘ 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- ト 保護者の旅行への随行

学割証を利用する場合には、学割証裏面の「注意事項」をよく読んだ上、正しく利用し、次の事項には、特に注意すること。

- イ 記名人以外の者は、利用できない。
- ロ 有効期間（発行の日から 3 か月）を過ぎたものは、利用できない。
- ハ 学割証で購入した「割引乗車券」は、学生証を携帯しない場合は使用できない。

(2) 通学定期乗車券

通学定期乗車券は、住所の最寄駅から学校の最寄駅までの区間について発売される。学生証が「通学証明書」の役割を果たすので、駅で学生証を提示して購入すること。

通学定期乗車券の使用は、本人に限られ、学生証を必ず携帯する等の条件があるので、裏面の「注意事項」を遵守すること。

11 寮内生活

寮生の寮内生活については、本校学寮に関する諸規則や寮生心得を熟読し、遵守すること。

付 記（付記の一部を省略した。）

この心得は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

この心得は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

この心得は、令和 3 年 7 月 13 日から実施する。

この心得は、令和 4 年 12 月 22 日から実施する。

5 大島商船商等専門学校学生会会則

(名称)

第1条 本会は、大島商船高等専門学校学生会と称する。

(目的)

第2条 本会は、大島商船高等専門学校学則及び同学生準則に則り、学校の指導のもとに会員の自発的な活動を通して、その人間形成を助長し、相互の親和と啓発につとめ、もって学生生活の向上を図ることを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 会員の教養を向上させること。
- (2) 会員の健康増進及び体育の振興に関すること。
- (3) 会員の福祉、厚生の実質促進に関すること。
- (4) 会員相互の親睦融和を図ること。
- (5) 学校行事への協力及び積極的参加を図ること。
- (6) その他本会の目的達成に必要なこと。

(構成)

第4条 本会は、大島商船高等専門学校学生全員をもって構成する。

2 学生は入学と同時に本会の会員となるものとする。

(顧問教員)

第5条 本会に顧問教員を置き、大島商船高等専門学校に勤務する教員をもって充てる。

2 顧問教員は、本会の諸活動の指導助言に当たるものとする。

(会員の権利及び義務)

第6条 会員は、次の各号に掲げる権利及び義務を有する。

- (1) 本会の目標達成のため自由に活動すること。
 - (2) 本会の機関に参加するための選挙権及び被選挙権
 - (3) 本会の主催する行事に参加する権利及び義務
 - (4) 本会の会則及び決定事項を守り協力する義務
 - (5) 本会の会費を納入する義務
- 2 会員は、前項に定める権利を乱用し、又は義務を怠るような行為があってはならない。

(機関)

第7条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 代議員会
- (3) 執行委員会
- (4) 学級会
- (5) 専門委員会
- (6) 監査委員会
- (7) 選挙管理委員会

(定足数及び議決)

第8条 各機関の会議は、別に定めるもののほか当該構成員の3分の2以上の出席により成立し、出席者の過半数をもって議決するものとする。

(総会)

第9条 総会は、本会最高の決議機関で、全会員をもって構成する。ただし、商船学科の第4学年及び第5学年の者にあつては、席上課程に在る者とする。

第10条 総会は、定期総会及び臨時総会にわけらる。

2 定期総会は、原則として年3回5月、10月及び2月に開く。

3 臨時総会は、次の各号に掲げる場合に開くことができる。

- (1) 代議員の3分の1以上が必要と認めたとき。
- (2) 前条に定める構成員の3分の1以上が必要と認めたとき。
- (3) 会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第11条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、総会の3日前までにその会議に付議すべき事項、日時及び場所を告示しなければならない。
(総会の審議事項)

第12条 総会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 予算及び決算に関すること。
- (2) 会則の改正に関すること。
- (3) 事業計画に関すること。
- (4) 会費の変更に係るすること。
- (5) その他本会の活動に関する重要事項

第13条 総会の議長及び書記は、そのつど会長が指名し、総会において全員の承認を得る。
(代議員会)

第14条 代議員会は、総会に次ぐ決議機関で、各学級から、選出された代議員2名をもって構成する。
(代議員の任期)

第15条 代議員の任期は1年とし、毎年4月に始まり翌年3月に終わる。ただし、商船学科の第5学年の者にあつては、席上課程に在る期間とする。

- 2 代議員は、再任されることができる。
- 3 補欠の代議員の任期は、前任者の残余期間にする。
- 4 代議員は、任期満了後であっても後任者が選出されるまでは、その職務を行うものとする。

(代議員会の招集)

第16条 代議員会は、議長が招集し原則として毎月1回開催する。ただし、次の各号に掲げる場合は、臨時に代議員会を開催することがある。

(代議員会の議長等)

第17条 代議員会の議長及び副議長は、代議員会において互選する。
(代議員会の審議事項)

第18条 代議員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 執行委員会からの提出事項
- (2) 学級会及び専門委員会からの提出事項
- (3) 総会からの付記事項
- (4) その他代議員会が必要と認めた事項

(執行委員会)

第19条 執行委員会は、本会の執行機関で第28条に定める役員をもって構成する。

(執行委員会の招集)

第20条 執行委員会は、会長が招集し原則として毎月1回開催する。ただし、次の各号に掲げる場合は、臨時に執行委員会を開催することができる。

- (1) 役員の3分の1以上が必要と認めたとき。
- (2) 会長が必要と認めたとき。
- (3) 代議員会の要請があつたとき。

(執行委員会の担当事項)

第21条 執行委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 総会及び代議員会に提出する議案の作成
- (2) 総会及び代議員会における議決事項
- (3) その他本会の運営に必要な事項

(学級会)

第22条 学級会は、本会の活動の基礎組織で代議員等の選出母体となるものとする。

- 2 学級会に学級委員をおき互選によって定め、学級における本会の活動の中心となるものとする。
- 3 学級委員は、毎年4月及び10月に選出する。
- 4 学級委員の任期は、当該学期に属する期間とする。ただし、商船学科の第4学年及び第5学年の者にあつては、席上課程に在る期間とする。
- 5 学級委員は、本会の役員、代議員、監査委員及び選挙管理委員を兼ねることができない。

(専門委員会)

第23条 専門委員会は、本会の文化及び体育に関する活動の専門機関で、かつ執行委員会の補助機関とする。

- 2 専門委員会は、文化委員会及び体育委員会とし、それぞれの委員会に属するクラブ・同好会の代表者をもって構成する。
- 3 文化委員会は、所属クラブ、同好会の連絡調整及び学園祭、その他の文化的行事の企画運営等に当たる

ものとする。

- 4 体育委員会は、所属クラブ、同好会の連絡調整及びクラスマッチ、その他体育関係行事の企画運営等に当たるものとする。

(クラブ)

第24条 本会に別表に掲げるクラブを置く。

- 2 クラブは、文化又は体育のいずれかの委員会に所属するものとする。
3 クラブの設置及び廃止は、所属委員会の議を経て代議員会において決定する。

(同好会)

第25条 本会に、前条に定めるクラブのほか同好会を置くことができる。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、同好会に準用する。
3 同好会の経費は、原則として加入者の負担とする。ただし、特別の事由がある場合は、代議員会の議を経て、経費の一部を補助することがある。

(監査委員会)

第26条 監査委員会は、本会の監査機関で第2学年、第3学年及び第4学年の各学級から選出された委員各1名をもって構成し、委員長は委員の互選により定めるものとする。

- 2 委員の任期は1年とし、毎年4月に始まり翌年3月に終わる。
3 補欠の委員の任期は、前任者の残余期間とする。

(選挙管理委員会)

第27条 選挙管理委員会は、第28条に定める役員のうち会長及び副会長(以下本条において「会長等」という。)選挙のための管理機関で、各学級から選出された委員各1名で構成し、委員長は委員の互選により定めるものとする。

- 2 委員の任期は1年とし、毎年4月に始まり翌年3月に終わる。ただし、商船学科の第4学年及び第5学年の者にあつては、席上課程に在る期間とする。
3 補欠の委員の任期は、前任者の残余期間とする。
4 委員が会長等の候補者になろうとする時は、委員を退かなければならない。

(役員)

第28条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
(2) 副 会 長 2名
(3) クラブ担当委員 2名
(4) 書 記 3名
(5) 会 計 委 員 2名

(役員の選任)

第29条 会長及び副会長は、会員(実習課程に在る者を除く)の直接選挙により選出される。

- 2 クラブ担当委員は専門委員会の文化及び体育の各委員長を充てる。
3 書記及び会計委員は、会長が選出し、代議員会の同意を得るものとする。

(役員の任期)

第30条 役員の任期は1年とし、毎年4月に始まり翌年3月に終わる。ただし、商船学科の第4学年及び第5学年の者にあつては、席上課程に在る期間とする。

- 2 補欠の役員の任期は、前任者の残余期間とする。
3 役員は任期満了後であっても、後任者が選出されるまではその業務を執行するものとする。

(役員の任務)

第31条 会長は本会の業務を総理し、本会を代表するとともに、書記、会計等の執行委員を任命することができる。また、会長の諮問機関として臨時特別委員会及び審議会を設置することができる。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。
3 クラブ担当委員は、本会の文化及び体育に関する活動の企画立案並びに所属クラブの連絡調整に当たる。
4 書記は、総会、代議員会及び執行委員会等の記録の作成保管等本会の庶務を処理する。
5 会計委員は、本会の財政に関すること及び会計事務を処理する。

(経費)

第32条 本会の経費は会費、寄付金その他の収入金をもって充てる。

(会費)

第33条 会員は会費として、年額9,600円を4月及び10月の2期にそれぞれ4,800円ずつ納入するものとする。ただし、商船学科第5学年にあつては、10月期に翌年9月までの1年分の会費9,600円を納入し

なければならない。

2 会員が休学を許可された場合は、休学当月の翌月(休学の日が月の初日の場合は当月)から復学当月の前月までの会費を免除する。

3 既納の会費は還付しない。

(会計年度)

第 34 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(会計監査)

第 35 条 本会の会計監査は、監査委員会が毎会計年度終了後実施し、総会の承認を受けるものとする。

(会則の変更)

第 36 条 この会則は、代議員会及び総会において、それぞれ 3 分の 2 以上の議決を経なければ改正することができない。

第 37 条 会長、副会長が総会において出席者の 3 分の 2 以上をもって不信任の議案を可決されるか、又は信任の議案を否決されたときは罷免される。

2 会長、副会長を除く執行委員は、総会又は代議員会において出席者の 3 分の 2 以上をもって不信任の議案を可決されるか、又は信任の議案を否決されたときは罷免される。

3 執行委員は、総会又は代議員会において正当な理由があると認められなければ辞任することができない。

4 執行委員が罷免されたか又は辞任したときは、20 日以内に執行委員を選出しなければならない。

5 前項によって選出された執行委員の任期は、前執行委員の残任期間とする。

(細則の委任)

第 38 条 この会則の実施について必要な細則は代議員会の議を経て会長が定める。

附 則 (附則の一部を省略した。)

この会則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

6 大島商船高等専門学校学生会細則

第1章 総則

- 第1条 学生会細則は、学生会会則の実施運営に当たっての細則である。
- 第2条 学生会の活動に当たっては、全体の意志を尊重し正義や社会的道徳に逸脱してはならない。
- 第3条 学生会の指導については、校長の命を受けた学生主事が総括する。
- 第4条 代議員会、委員会及び各部各同好会には、必要に応じ顧問教員が出席することができる。
- 第5条 全会員はいかなる事情があろうとも会員としての平等の権利を有し、また、義務を履行する権利を持つ。
- 第6条 規則の制定、規則の変更、年度の事業計画、収支予算書など会議委員会の決議事項については学校長の承認を受けるものとする。

第2章 会議細則

- 第7条 本細則は、学生総会等の各機関の議事運営の方法を定めたものである。
- 第8条 出席人員数の確認は書記が行い、定数に満ちたとき、これを議長に報告し、議長はこれを確認して開会を宣言する。
- 第9条 会議途中で退席する者のため、定員数が欠けたときは、議事の進行ができない。
- 第10条 議長は議場の秩序を維持し、議事を処理し、議案の上程採決の確認等会議の運営と進行とに当たる。
- 第11条 提案及びその説明には、原則として役員がこれを行う。ただし、必要があるときは役員以外の関係者が、これを補足説明することができる。
- 第12条 各機関の決議において可否同数のときは、議長が決する。
- 第13条 各機関の構成員の3分の2以上の出席がないときは、議長は流会を宣言する。
- 第14条 各機関における会議中の動議(流会、延期、休憩)がでた場合には、出席人員の4分の3以上の賛成で認められる。
- 第15条 代議員会に出席できる執行委員は、原則として会長、副会長及び各専門委員会の代表とする。ただし、代議員の過半数の要請があれば、他の役員も出席しなければならない。
- 第16条 代議員会において執行委員は、その分掌に応じて説明、答弁及び会の進行を促す発言をすることができるが、決議権は有しない。
- 第17条 専門委員会の各部の部長は、代議員会の過半数の要請があれば、臨時に出席することができる。ただし、発言権のみ有して決議権は有しない。
- 第18条 代議員会は、総会にさきだって、監査委員会から提出された決算報告の審議をしなければならない。

第3章 学級会細則

- 第19条 本細則は、学級会の運営について定めたものである。
- 第20条 学級会は、学級を単位として構成され、本会の諸活動を推進するとともに、各機関役員及び委員選出の母体となる。
- 第21条 学級委員は、学級会において本会活動の中心となり、学級を代表する。
- 第22条 学級委員は、学生会役員、代議員、監査委員、選挙管理委員などの委員を兼ねることはできない。
- 第23条 各学級は、必要に応じて書記、会計その他の委員を選出することができる。

第4章 専門委員会細則

- 第24条 本細則は専門委員会各部の運営及び部(クラブ)活動について定めたものである。
- 第25条 専門委員会は文化、体育、同好会の各委員会とし、それぞれに次の各部、同好会を置く。
- 文化委員会 吹奏楽部、園芸部、ESS部、詩吟部、コンピュータ部、軽音楽部、写真部、ロボット研究部
- 体育委員会 カッター部、ヨット部、ラグビー部、サッカー部、バスケットボール部、バレーボール部、硬式野球部、ソフトテニス部、卓球部、陸上競技部、柔道部、剣道部、空手道部、水泳部、バドミントン部
- 同好会委員会 天文同好会、茶道同好会、少林寺拳法同好会、和太鼓同好会、美術同好会、PWCレスキュー同好会
- 第26条 専門委員会は、所属する部又は同好会相互の連絡、調整に当たる。
- 第27条 専門委員会には顧問教員、委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長、副委員長は部長の互選によるものとする。

第 28 条 委員長は委員会活動を統括し、委員会を代表する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは代行する。

3 委員長の任期はそれぞれ 1 か年とする。

第 29 条 各部には互選による部長、副部長、会計係各 1 名を置く。

2 部長は、その部を代表し部活動の中心となる。

3 副部長は部長を補佐し、部長に事故があるときは代行する。

4 会計係は部費の出納及び部に関する財産を管理する。

5 任期はそれぞれ 1 か年とする。

第 30 条 部員は、部活動を通して豊かな人間関係を育てるとともに、体力や技術の向上及び精神の修養につとめなければならない。

第 31 条 部員は、部内の風紀や秩序を乱すような行為をしてはならない。また校外においては、常に本校学生としての誇りと自覚をもって行動しなければならない。

第 32 条 原則として文化、体育いずれかの 1 人 1 部又は 1 同好会制とする。

第 33 条 同好会は趣味を同じくするものの団体とし、補助金を請求することができる。

第 34 条 部又は同好会の新設、昇格、降格及び廃止は原則として年度始めに行うものとし、顧問教員内諾の後、執行委員会の承認を経て、代議員会において審議決定する。ただし、年度の途中において部を新設しようとするときは原則として同好会とする。

第 5 章 会計細則

第 35 条 本細則は、会計及び監査について定めたものである。

第 36 条 本会の予算案は、執行委員会で編成し、代議員会と各部の部長で審議決定し、総会の承認を得なければならない。

第 37 条 予算案には予期しがたい支出に備えるため予備費を計上しなければならない。

2 予備費は原則として予算総額の 7%~10%を計上するものとする。

第 38 条 予備費の支出については、執行委員会において決定し、代議員会の承認を得るものとする。

第 39 条 会計年度中における同好会の新設に伴う補助金は予備費を充てるものとする。

第 40 条 会計年度中における部、同好会の廃止に伴う部費の残額は、予備費に繰り入れるものとする。

第 41 条 収入及び支出は、すべて執行委員会会計係が当たり会計簿に記入するものとする。

第 42 条 各部は、その部の会計係を執行委員会会計係まで通告しておかななければならない。

第 43 条 各部の経費支出は、定められた請求書に必要事項を記入し、顧問教員の許可を経て執行委員会会計係に提出請求するものとする。

第 44 条 各部及び執行委員会会計係には、備品台帳を備え監査に応ずるものとする。

第 45 条 各部又は同好会の年間支出額は、予算額を超えてはならない。また、残額は所定の手続きを経て翌年の予算に繰り入れることができる。

第 46 条 年度末には、会計決算を行い監査をうけたのち学生総会に報告し承認を得るものとする。

第 47 条 新年度の予算案は、年度始めに作成し、新年度の定期総会において承認を得るものとする。

第 48 条 監査委員会は、執行委員会会計係から提出された決算報告書を監査し、総会において報告するものとする。

第 6 章 選挙細則

第 1 節 総則

第 49 条 学生の会長及び副会長の選挙は、原則として毎年 2 月に行う。

第 50 条 選挙日程は、代議員会で決定する。ただし、選挙日の告示と選挙日との間には原則として 10 日間の余裕がなければならない。

第 2 節 選挙管理委員会

第 51 条 選挙管理委員会は各学級から 1 名ずつ選出された委員により構成される。

2 委員の任期は 1 か年とし、毎年 4 月に改選する。

第 52 条 選挙管理委員会の委員長は各委員の互選により決定する。

第 53 条 選挙管理委員会は次の職務を行うものとする。

(1) 選挙日の告示

(2) 立候補者の意見、人物等の学生への伝達徹底

(3) 立候補者への助言及び立会人の取扱い

(4) 立会演説会の日取り及び場所、方法の決定

- (5) 投票方法の決定
- (6) 開票事務及び結果の報告、保存
- (7) 辞任及び罷免要求の審査並びにその報告

第54条 選挙管理委員は立候補及び選挙運動はできない。また、すべてに対して厳正中立でなければならない。

第3節 立候補

第55条 会長、副会長は立候補するものとする。

- 2 会長、副会長に立候補希望のものは選挙日の10日以前に2名以上の推薦者名簿を付して選挙管理委員長に届け出なければならない。

第56条 選挙の10日前までに立候補がない場合は、代議員会が推薦したものに対して全会員の信任投票を行う。

第57条 立候補は届け出と同時に選挙活動を行うことができる。

- 2 選挙活動は良識に従って行い、みだりに構内風紀その他を乱してはならない。

第4節 総選挙

第58条 不在投票及び委任投票は認めない。

第59条 次に掲げる投票は無効とする。

- (1) 所定以外の用紙を用いた場合
- (2) 立候補者以外の氏名を記入した場合
- (3) 確認しがたい氏名を記入した場合
- (4) 必要記入事項以外のことを記入した場合
- (5) 選挙場の風紀を乱したり、それに値する行為を示した場合
- (6) その他選挙管理委員会の審議による。

第60条 会長選出の場合は最多得票者をもって当選とする。ただし、その得票数が有効得票数の過半数に満たない場合には上位2名で決選投票を行う。

- 2 副会長選出の場合は、最多得票者をもって当選とする。

第61条 総選挙に全会員の3分の2以上の投票がなければ効力を発しない。

第5節 開票

第62条 開票は投票当日立候補者側責任者各1名立会のもとに選挙管理委員会が行い、結果確定の場合は委員長は全立候補者の得票数を公表しなければならない。

第6節 再選挙

第63条 再選挙は、次の場合に行う。

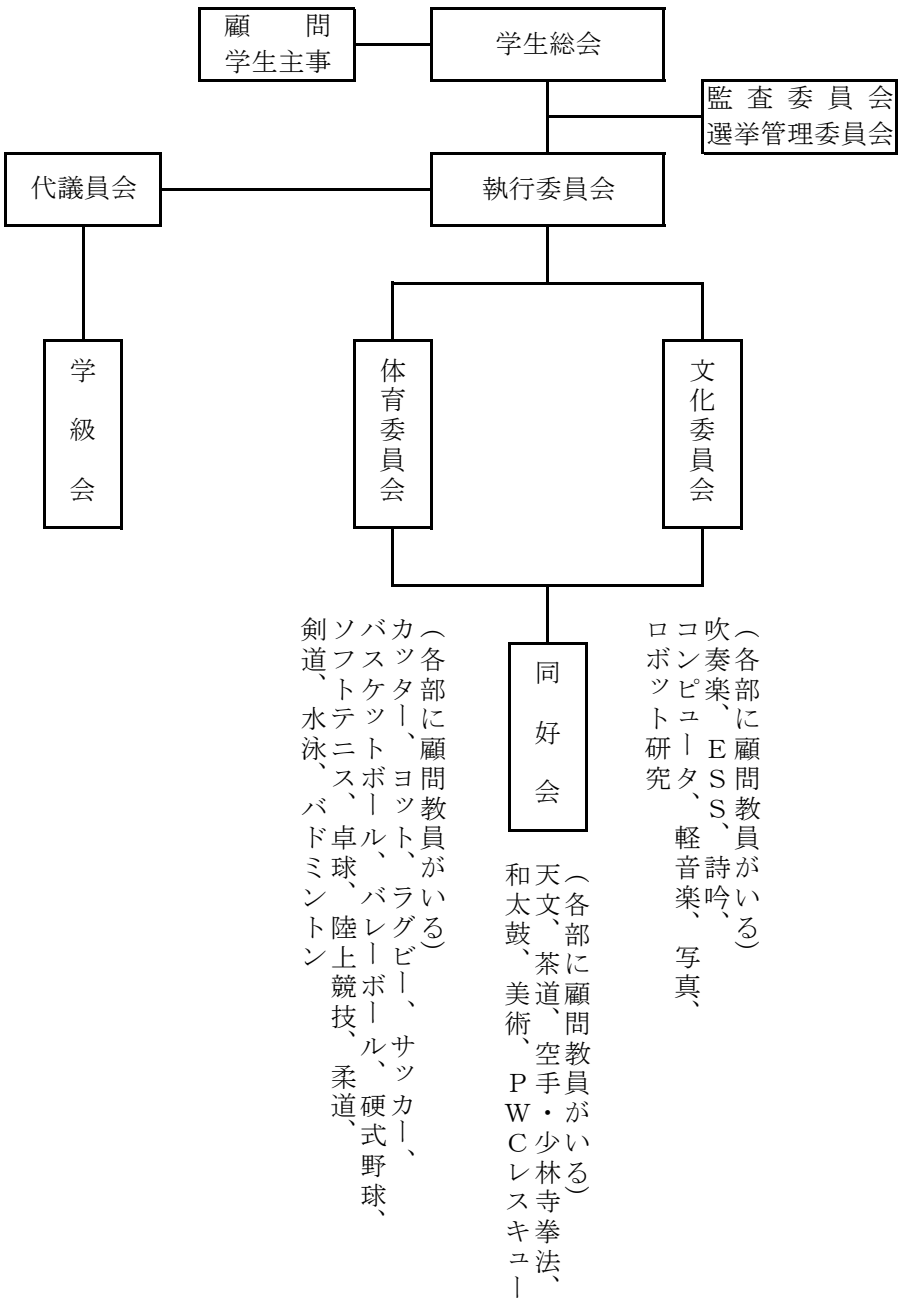
- (1) 決選投票又は選挙無効とみなされる場合再選挙は原則として3日以内
- (2) 会長、副会長に対する全会員の3分の2以上の罷免要求の署名が選挙管理委員会で認められた場合
- (3) 会長、副会長が辞任した場合

第64条 再選挙は総選挙と同等に扱う。

附 則（附則の一部を省略した。）

この細則は、平成28年1月8日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

7 学生会の組織



8 大島商船高等専門学校学生表彰規則

制 定 令和元年5月7日

(趣旨)

第1条 この規則は、大島商船高等専門学校学則第53条の規定に基づき、大島商船高等専門学校（以下「本校」という。）の学生表彰に関し、必要な事項を定める。

(表彰の種別及び対象者)

第2条 表彰の種別は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 学業成績優秀賞
- (2) 校長賞
- (3) 特別賞
- (4) 皆勤賞・精勤賞
- (5) その他、校長が表彰するに値すると認めたもの

2 前項第1号から第3号に係る表彰は、別表に定める表彰基準のいずれかに該当する者又は団体について行う。

3 第1項第4号に係る表彰については、別に定める。

(表彰の推薦)

第3条 学級担任又は指導教員等は、前条に該当する者又は団体があるときは、別に定める様式により校長に推薦することができる。

(被表彰者の選考及び決定)

第4条 被表彰者の選考及び決定は、前条の推薦に基づき、別表のとおり関係委員会で選考の上、校長が決定する。

(表彰の時期及び方法)

第5条 表彰の時期及び方法は、原則として別表に定めるとおりとする。

(公表)

第6条 被表彰者の氏名等を公表する。

(事務)

第7条 学生の表彰に関する事務は、学生課において処理する。

(細則)

第8条 この規則に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、令和元年5月7日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

別表

表彰の種類	表彰基準	表彰の時期及び方法	選考手続
学業成績優秀賞 (第1号) ※1	在学5年間を通じて、成績が上位で 人物も優れている者のうち、各学科 原則1名	卒業式において賞状 及び記念品を授与	各学科会議の 議を経て、教 務委員会で選 考
校長賞(第2号) ※2	特定の資格試験に合格した者 1 TOEIC 400点以上 2 商船学科関連 ・海事従事者国家試験2級(筆記) ・エネルギー管理士試験 3 電子機械工学科関連 ・第二種電気工事士試験 ・第三種電気主任技術者試験 4 情報工学科関連 ・基本情報技術者試験(FE) 5 その他特別に認められた資格 試験	始業式又は終業式に おいて賞状及び記念 品を授与	本人の申請 (証明書添 付)により、キ ャリア支援室 で選考
特別賞(第3号) ※3	1 体育系・文化系で全国レベルの 競技大会において入賞(団体・個 人)若しくは、これに準ずる特別 賞等を受賞した者 2 勉学に精励し、学業成績が特に 優秀であり、他の学生の模範とな ると認められる者 3 研究活動等において、特に顕著 な業績を挙げたと認められる者 4 社会活動(ボランティア活動、 人命救助等)に特に顕著な功績が あり、社会的に高い評価を受けた と認められる者又は団体	始業式又は終業式 (第5学年につい ては卒業式)にお いて賞状及び記念 品を授与	関係教員が推 薦の上、厚生 補導委員会で 選考

※1 学業成績優秀賞について

1) 他の表彰(学会表彰等)と重複して表彰することができる。

※2 校長賞について

1) TOEIC 400点以上の対象者は、在籍中1回限りとする。

2) 関連学科の表彰は、学科を問わず合格者を対象とする。

※3 専攻科生は、特別賞のみ対象とする。

大島商船高等専門学校学生の懲戒及び指導措置に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、大島商船高等専門学校学則（以下「学則」という。）第54条に規定する学生に対する教育的指導を基とした、懲戒の取扱い及び学生の校内・校外における規律維持のための指導措置に関する基準を定めるものとする。

(基本的な考え方)

第2条 懲戒は、非違行為の程度に応じ、かつ、教育上必要な配慮をもって行わなければならない。

(懲戒の種類)

第3条 懲戒のうち、処分に当るものは、退学、停学及び校長訓告とし、非違行為の悪質性及び結果の重大性を総合的に判断して決定する。

2 直ちに処分するに当たらない不適切行為は、学生主事説諭及び担任説諭とする。

3 退学、停学及び校長訓告に関する基準は、別表（1）のとおりとする。

4 直ちに処分するに当たらない不適切行為の取扱いは、別表（2）のとおりとする。

(処分の手続)

第4条 教職員は、学生に非違行為があったと認められるときは、直ちにその状況を当該学生の所属する学級担任教員を経て、学生主事（寮生にあっては、寮務主事及び学生主事）に報告するものとする。

2 学生主事は、直ちに事実の真相調査に努めなければならない。

3 学生主事は、遅滞なく厚生補導委員会（以下「委員会」という。）を招集し、前項の真相調査の結果について、審議を開始しなければならない。

4 委員会の審議が終了したときは、学生主事は、その経過に所見を付して、速やかに校長に報告しなければならない。

第5条 学生主事は、処分が決定するまでの間、学生に自宅待機を命ずることができる。

(弁明の機会)

第6条 委員会は、非違行為を行ったと認められる学生（以下「当該学生」という。）に、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。

2 弁明の機会を与えられたにもかかわらず、当該学生が正当な理由なく欠席したとき、又は弁明に関する文書を指定の期日までに提出しなかったときは、弁明の機会を放棄したものとみなす。

(処分の決定)

第7条 処分の決定は、原則として、次の委員会等の審議を経て校長が行う。

(1) 厚生補導委員会

(2) 教員会議（社会的影響及び非違行為の程度が大きいものに限る。）

2 前項第1号の委員会の審議に関しては、必要に応じて特別の委員会（以下「特別委員会」という。）を設けることができる。

3 校長は、第1項の決定を行ったときは、速やかに教員会議に報告するものとする。

第8条 退学、停学及び校長訓告の申渡し並びに解除は、原則として校長が行うとともに、

文書をもって保護者等に通知する。

(処分及び指導措置)

第9条 停学及び訓告に処された学生に対しては、当該学生の所属する学級担任教員が、その非違行為の程度に応じ適切な指導を行うものとする。

第10条 停学中の学生は、当該学生の保護者等の監督のもとに置くとともに、反省日誌を記録させ、登校時に持参させるものとする。

また、校長訓告に処された学生は、反省文を翌日に提出するものとする。

2 前項の反省日誌及び反省文は、学級担任教員を経て、学生主事室（寮生にあっては、寮務主事室及び学生主事室）が確認するものとする。

(処分の軽減等)

第11条 無期停学中の学生で改悛の情が特に著しいと認められるときは、学級担任教員は学生主事（寮生にあっては、寮務主事及び学生主事）を経て、校長に処分の軽減等について申し立てることができる。

2 前項の申立てが受理されたときは、第7条第1項の規定に準じて審議を行い、処分の変更をすることができる。

(不服の申立て)

第12条 懲戒処分の申渡しを受けた学生は、当該処分に不服がある場合、申渡しを受けた日から7日以内に、校長に不服申立書（別紙様式1）を提出することができる。

(不服審査委員会)

第13条 校長は、前条の不服申立書を受理した場合には、速やかに不服審査委員会を設置し、審査の可否を決定しなければならない。

2 不服審査委員会は、厚生補導委員会委員以外（「処分の審議に関わった者」以外）から校長が指名する教員3名ないし5名によって構成する。

3 不服審査委員会の委員長は、学生主事（寮生にあっては、寮務主事及び学生主事）以外の主事とする。

(審査)

第14条 不服審査委員会は、審査の必要があると認めるときは、不服を申し立てた対象学生から意見を聴取しなければならない。

2 審査において、学生主事は対象学生の処分事由及び処分決定の経緯について説明しなければならない。

3 審査は、不服申立書を受理した日から原則として14日以内に終結させ、審査の結果を校長に報告するものとする。

(不服申立てに対する決定)

第15条 校長は、不服審査委員会による審査報告を尊重し、不服申立てに対する決定を行う。

2 前項の決定は直ちに対象学生及び保護者等に通知するものとし、決定に対する再度の申立ては認めない。

(雑則)

第16条 この内規に定めのない事項については、その都度委員会又は特別委員会において審議する。

附 則

この内規は、昭和 45 年 12 月 17 日から実施する。

附 則

この内規は、昭和 60 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この内規は、平成 15 年 7 月 14 日から実施する。

附 則

この内規は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この内規は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この内規は、令和元年 6 月 3 日から実施する。

附 則

この内規は、令和 3 年 5 月 6 日から実施する。

附 則

この内規は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

別表（１） 処分基準

区 分	理 由	記 事
退 学	(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者 (2) 学業を怠り，成業の見込みがないと認められる者 (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者 (4) 学校の秩序を乱し，その他学生としての本文に反した者 （以上学則第 54 条）	○ 停学処分以上と認められる重大な非違行為があった場合 ○ 停学処分を重ねても，なお改悛の情が認められない場合
停 学	原則として，以下の例のように，法律に違反する行為又は学生としてあるまじき行為を行った場合とする。 (1) 暴力行為 (2) 窃盗行為 (3) 飲酒，酒類の所持（20 歳未満） (4) 喫煙，煙草の所持（20 歳未満） (5) パチンコ（3 年生以下及びその同伴の高学年生） (6) 競艇・競馬・競輪等のギャンブル行為 (7) 校内，寮内における賭博及び賭博類似行為（マージャン・花札等） (8) 故意による施設や器物の損壊行為 (9) 火遊びや立入禁止区域への侵入等，安全・秩序を脅かす行為 (10) 試験に関する不正行為 (11) 禁止アルバイト従事（風俗・深夜業等） (12) 「校長訓告」によるも，なお改善の認められない者 (13) その他，停学に相当すると考えられる行為	○ 停学の期間は，1 日以上の有期とし，期間は厚生補導委員会によって審議する。ただし，(3)「飲酒，酒類の所持（20 歳未満）」及び(4)「喫煙，煙草の所持（20 歳未満）」については，原則として 5 日間とし，事案に応じて厚生補導委員会で審議の上，期間が延長されることもある。また，不適切行為が 2 回以上に及んだ場合は，「無期停学」となることもある。 なお，停学期間は在学期間に参入される。 ○ 停学の発令は原則として処分決定の日付をもって行う。ただし，処分の教育的効果を高めるため，厚生補導委員会の承認を得て，停学期間開始前あるいは期間中に定期試験，追認試験，就職・進学試験，資格試験等の受験，学校行事やボランティア活動等への参加を認める場合がある。その場合の日数への算入の可否については，活動の内容により判断する。 ○ (10)「試験に関する不正行為」に係る停学の発令は，試験終了の翌日からとする。また，当該期間中の定期試験の点数は全て 0 点とする。

校長訓告	原則として、以下の例のように、法律的に違法とは認められない不適切行為を行なった場合とする。 (1) 無許可のアルバイト従事 (2) 低学年の無断下宿 (3) 無許可車両持込 (4) 無許可免許取得 (5) 無届け集会その他校内における政治的活動 (6) 「指導」「説諭」によっても、なお改善の認められない者 (7) その他、校長訓告に相当すると考えられる行為	○ 同種の非違行為を繰り返した場合は、上記「停学」の項(13)により停学とする。 ○ 「無届け集会その他校内における政治的活動」は第 16 条による
------	---	--

注記

- ・ 「いじめ」については、「いじめ対策小委員会」にて審議の上、本懲戒内規とは別に審議する。
- ・ 交通違反における「無免許運転」、「飲酒運転」、「交通事故」等々、その他の違法行為は、警察を通して法的及び社会的に処分されるが、学校としての懲戒は、別に厚生補導委員会において審議する。
- ・ 本懲戒内規の実施後、厚生補導委員会の審議は、過去の事例にはこだわらず、必ずしも整合性がある必要はない。

別表（２） 直ちに処分するには当たらない不適切行為の取扱い

以下に掲げる不適切行為については、学生主事室、学級担任教員を中心として全教員で注意と指導を行い、改善を求めることを原則とする。 注意、指導に従わず、不適切行為を重ねる者については、担任説諭、学生主事説諭をもって反省を促すものとするとともに文書又は口頭をもって保護者等に通知する。また、学生は、反省文を翌日までに提出するものとする。 ただし、説諭にもかかわらず、改善が認められない場合は、停学・校長訓告等の処分を行う場合もある。
不 適 切 行 為
(1) 学生としての不適当な服装や装身具の着用、携帯品の所持等 制服の不着用、頭髮の着色や脱色、化粧等（低学年） (2) 交通マナーに反する行為（自転車） 自転車の２人乗り、並進、傘差し運転、夜間無灯火、車両整備不良等 (3) バイク、乗用車の貸借 (4) 「届」等の書類の不提出 (5) その他、学生としてふさわしくない行為

不服申立書

年 月 日

大島商船高等専門学校長 様

不服申立者

学科 年

本 人 氏 名

保 護 者 住 所
氏 名

(自署)

懲戒処分の不服申立てについて

私は、 年 月 日付けで懲戒処分等の告知を受けましたが、これについて
下記のとおり不服を申し立てます。

記

- 1 不服申立てに係る処分等の内容
- 2 不服申立ての内容
- 3 不服申立ての理由

大島商船高等専門学校学寮管理運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大島商船高等専門学校（以下、「本校」という。）における学寮の管理運営について、必要な事項を定め、その円滑かつ適正な運営を図ることを目的とする。

(学寮の性格)

第2条 学寮は、団体生活を通して、友愛、協調及び自主の精神を培い、責任と規律ある生活習慣を体得させ、海技技術者及び工業技術者に必要な資質を養うための施設とする。

(寮務主事)

第3条 寮務主事は、校長の命を受けて学寮の管理運営並びに学寮における学生（以下「寮生」という。）の教育計画及び訓育指導の計画の立案、実施等に当たる。

(寮務主事補)

第4条 寮務主事を補佐するため寮務主事補を置く。

(寮務委員会)

第5条 学寮の管理運営及び寮生の厚生補導に関し、具体的事項を審議するため、大島商船高等専門学校寮務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 寮務主事及び学生主事
- (2) 寮務主事補
- (3) 各学科及び一般科目から選出された教員各1人
- (4) その他校長が必要と認めた者

3 前項第3号及び第4号の委員の任期は、1年とする。ただし再任を妨げない。

4 寮務主事は、委員会を招集し、その議長となる。

5 委員会に関する事務は、学生課において処理する。

(指導寮生)

第6条 第1学年、第2学年及び第3学年の寮生の生活上の助言を与え、相談に預かるため、指導寮生を置く。

2 指導寮生は、第4学年又は第5学年の寮生から校長が任命する。ただし、第3学年の寮生から任命する場合もある。

(寮生会)

第7条 寮生の自律・自治の気風を養うことを目的として寮生会を置く。

2 寮生会は、寮生全員をもって構成する。

3 寮生会は、学校の指導を受ける。

(入寮)

第8条 学寮は、本校学生に限り入寮することができる。

2 入寮を希望する者は、入寮願（様式1）を提出し、校長の許可を受けなければならない。

3 前項の願い出に対する許可は、原則として学年の始めとし、入寮許可期間は入寮した日の属する年度の末日までの1か年ごととする。

ただし、年度途中における入寮許可は当該年度の終わりまでとする。

4 入寮を許可された者には、入寮許可書（様式2）を交付する。

（入寮基準）

第8条の2 入寮許可は、入寮願（様式1）を提出した学生について、以下の事項を考慮して行う。

- (1) 寮生心得など学寮規則を遵守することができる者
- (2) 共同生活を送るうえで支障がない者
- (3) 自宅通学が困難である者
- (4) 自宅において著しく学習が困難である者
- (5) その他就学上、入寮を必要とする特別な事由がある者

2 前項の選考においては、自宅から学校への通学時間及び最寄り駅の距離や特別な事情等を勘案し、決定する。

3 4年生以上の新規入寮は、原則として認めない。

4 本規則第9条の2により退寮を命じられた者の再入寮は、原則として認めない。

（退寮）

第9条 退寮を希望する者は、退寮願（様式3）を提出しなければならない。

2 独立行政法人海技教育機構練習船等による長期実習課程の者は、退寮しなければならない。

（退寮処分）

第9条の2 校長は、性行不良その他の理由により寮生活が不相当と認められる寮生に対して、退寮処分通知書（様式4）により退寮を命ずることがある。

（離寮処分）

第9条の3 校長は、寮生が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、離寮処分通知書（様式5）により離寮を命ずることがある。

- (1) 学寮における生活が怠慢で寮日課の遂行に積極性がみられないとき。
- (2) 他の者に迷惑をかける行為が度重なるとき。
- (3) 寮内における違反行為が度重なるとき。
- (4) 寮の施設・設備を故意に破損又は汚損したとき。
- (5) 第13条に規定する経費の納付を怠り、督促してもなお納付しないとき。
- (6) 前各号に該当する他、寮生としての適格性を欠き、学寮の適正な運営を妨げる行為のあったとき。

2 離寮の期間は、寮務委員会で決定する。ただし、その期間にかかわらず、前項の処分は、その事由が消滅したと認められるときは、寮務委員会の審議を経て取り消す。

（学寮施設の閉鎖）

第10条 学寮施設は、学則第6条第1項第5号から第8号までの各号に規定する休業期間中は閉鎖するものとする。ただし、特別の事情があるときは、校長の承認を経て変更することがある。

（居室の指定）

第11条 寮生の居室は、寮務主事が指定する。

（寄宿科）

第12条 寮生は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関

する規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第 35 号）の定める寄宿料を納付しなければならない。

- 2 入寮又は退寮の日が月の途中である場合であっても、寄宿料は、1 か月分を納付しなければならない。

（経費の負担）

第 13 条 食費及び学寮生活上公費負担が適当でないと認められる費用については、寮生の負担とする。

- 2 寮生は、前項の経費について学校の定める額を毎月所定の日までに校長の指定する職員に納付しなければならない。

（施設保全の義務）

第 14 条 寮生は、居室、共用施設その他学寮の施設を常に正常な状態において保全することに留意し、特に次の各号に定める事項を誠実に守らなければならない。

- (1) 居室を居室以外の目的に使用しないこと。
- (2) 居室には、部外者を宿泊させないこと。
- (3) 居室に、寮務主事の許可なくして工作を加えないこと。
- (4) 共用の施設は、常に良好な状態を保つよう連帯して保全すること。
- (5) 学寮施設に、寮務主事の許可なく掲示、貼紙等をしないこと。
- (6) 故意又は過失により施設、設備を滅失、破損又は汚損したときは、その原状回復に必要な経費を弁償すること。
- (7) 防火管理、保健衛生管理、災害防止その他学寮施設の管理運営上必要な場合は、学校の指示に忠実に従い積極的に協力すること。

（日課等）

第 15 条 寮生の日課は、寮務主事が定める。

- 2 学寮における日課の遂行及び寮生の生活指導等を行うため学寮指導教員（寮務主事・寮務主事補及び宿日直教員をいう）を置く。

（雑 則）

第 16 条 この規則の実施について、必要な細則（寮生心得等）及び学寮施設利用心得は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和 46 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 大島商船高等専門学校学寮管理運営規則（昭和 44 年 1 月 1 日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、昭和 48 年 7 月 26 日から施行し、昭和 48 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。ただし、昭和 59 年度以前の入学者は、なお従来例によることができる。

附 則

この規則は、昭和 61 年 1 月 17 日から施行し、昭和 60 年 9 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、昭和 62 年 2 月 27 日から施行する。

附 則

この規則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 11 年 2 月 9 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 14 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 16 年 5 月 10 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 19 年 6 月 4 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 20 年 7 月 1 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 3 月 23 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

様式 1

入 寮 願

年 月 日

大島商船高等専門学校長 殿

学科 年
本人氏名 (自署)

保護者住所
氏名 (自署)

下記の事由により学寮に入寮を希望しますので、許可して下さるようお願いいたします。なお、入寮を許可されました上は、学寮に関する諸規則を守ることを誓います。

記

- 1 入寮を希望する事由
- 2 自宅から通学するとした場合の通学方法及び所要時間
通学方法
所要時間

様式2

入 寮 許 可 書

学科 年
氏 名

願い出により，本校学寮への入寮を許可する。

ただし，病気その他の理由により寮生活が不適當と認められる場合には，退寮させることがある。

年 月 日

大島商船高等専門学校長 氏名

様式 3

退 寮 願

年 月 日

大島商船高等専門学校長 殿

学科 年
本人氏名 (自署)

保護者住所
氏名 (自署)

下記の事由により退寮を希望しますので，許可して下さるようお願いいたします。

記

- 1 退寮を希望する事由
- 2 退寮後の住所・電話番号
住所
電話番号 () ー

- 3 退寮を希望する日付
年 月 日

様式 4

退 寮 処 分 通 知 書

学科 年
氏 名

(処分内容)

学寮管理運営規則第 9 条の 2 の定めにより，退寮処分とする。

年 月 日

大島商船高等専門学校長 氏名

様式 5

離 寮 処 分 通 知 書

学科 年
氏 名

(処分内容)

学寮管理運営規則第 9 条の 3 の定めにより，離寮処分とする。なお，離寮の期間は
年 月 日から 年 月 日までとする。

年 月 日

大島商船高等専門学校長 氏名

大島商船高等専門学校寮生心得

学寮は、学生の共同生活の場である。そこでは、自分一人のことだけでなく、他の寮生のことにも十分に配慮する必要がある。こうした団体生活を通して、友愛、協調及び自主の精神を培い、責任と規律ある生活習慣を体得することが、寮生活の目的である。

1. 生活

寮生は、常に共同生活の意義を自覚し、下記事項を遵守する。

(1) 日課

所定の日課表に従い、規律正しい生活をする。

(2) 学習

自習時間中は、学習に専念し、静粛時間中は、大声、放歌等は禁止する。また、みだりに他室へ出入りしたり滞在したりしない。

(3) 傷病

身体に異常を認めた場合は、直ちに当直教員又は寮務係に申し出て、適切な指示を受ける。ただし、医療機関を受診した場合の医療費等は本人の負担となる。

(4) 清潔・整頓

常に身の回りの清潔や居室内の整頓に心掛け、掃除当番は協力して分担区域を清掃する。

(5) 礼儀・服装

寮生は、相互にあいさつし、礼儀を守り、特に上級生は下級生の模範となる言動を行う。服装については、他の人に不快感を与えないように心掛ける。

(6) 欠席・欠課等

学校の授業を欠席又は欠課する場合は、必ず寮務係に届け出るなど所定の手続きを行う。

(7) 外泊・外出

外泊は、事前に学級担任の許可を得てから、外泊許可願を寮務係に提出する。

3日前までに提出された外泊許可願の欠食は、1日（3食分）ごと食材費を返還する。遠隔地からの帰寮が門限を超える場合は、無理せず、翌日帰寮する予定を組む。

門限までに帰寮予定であったが、事故等で遅れる場合は、当直教員に連絡する。

(8) 食堂

食堂の使用時間を厳守し、食事中は他人の迷惑にならないようマナーを守る。

なお、食事は食堂内でとり、食器類の無断持ち出しは禁止する。

(9) 浴室

入浴時間を厳守し、節水に心掛ける。

入浴マナー（浴槽に入る前に身体をよく洗う、浴槽内にタオルを漬けない、浴室で洗濯をしない等）を守る。

(10) 洗濯

洗濯機・乾燥機の台数は限られているので、使用後は速やかに衣類を取り出すなど、次に使用する人の迷惑にならないよう心掛ける。また、定められた時間以外の使用は禁止する。

(11) 点呼

寮生の安全確認のため、迅速かつ正確な点呼に協力する。点呼を無断で欠席したり、点呼に遅刻したりしない。疾病などで点呼を受けることができないときは、事前に就床許可願を当直教員に提出するなど所定の手続きを行う。

2. 居室

寮生は指定された居室に居住する。寮務主事の許可なく居室を変更してはならない。

(1) 鍵

寮生は、貸与された居室の鍵について紛失防止、合鍵の作製禁止など適切な管理をする責任を持つ。もし、鍵を紛失した場合は、直ちに寮務係に申し出る。また、居室を離れるときは、必ず施錠する。退寮時には鍵を寮務係に必ず返却する。

(2) 備品

机・ロッカー・ベッド等は定められた位置で使用し、みだりに移動したり乱暴に取り扱ったりしない。寮内外の備品（器具類等）を破損した場合は、直ちに寮務係に申し出る。

(3) 私物の持込み

学習に必要なもの以外は、居室に持ち込まない。特に珍しい物や高価な物は他人の注意を引き、思わぬ事故を起こす原因となる。持込み禁止品については、別に定める。

紛失防止のため、教科書、体育館シューズなど自分の持ち物には、学科学年・氏名を書く。

(4) 寮生以外の者の立入禁止

寮生以外の者の建物内への立入りは禁止する。

(5) 貴重品

各自の貴重品、現金や所持品については、原則として各自の責任において保管する。保管は、施錠できる机の引き出しを利用する。

盗難が発生した場合は、当直教員、寮務主事又は寮務主事補に速やかに報告する。

(6) 火災予防

火気管理の注意事項：

- ①持込禁止の電気製品を使用しない。
- ②タコ足配線により複数の電気製品を使用しない。
- ③照明器具等高温過熱する電気製品の電源を長時間つけておかない。
- ④電気製品の周辺の整理整頓をする。
- ⑤退室時には電気製品等のスイッチを切り、コンセントを抜いておく。
- ⑥その他、火災の元となる火気について細心の注意を払う。

(7) 避難

学寮で火災や地震が発生した場合には、当直教員、寮長、副寮長、指導寮生が協力し、全寮生を安全に避難させる体制を整備しているので、慌てず指示に従い、避難する。

3. 週番

点呼業務を助けるため、週番を置く。週番心得は、別に定める。

4. 指導寮生

低学年寮生の生活指導のため、指導寮生を置く。指導寮生心得は、別に定める。

5. 寮生会

全寮生を構成員とする寮生会を置く。寮生は、寮生会の運営に常に関心を持ち、その活動に積極的に参加しなければならない。寮生会会則は、別に定める。

6. 処分

寮内において本校学則や学生心得に違反した者は、学校として退学、停学等の処分が行われる。また、学寮運営管理規則、寮生心得に違反した者には退寮、訓戒、保護者召喚等の独自の処分を行う。以上のほか、点呼の無断欠席、無断外泊など寮内のルール違反行為についても、次年度の入寮許可選考の資料とする。

付 記

- 1 この心得は、令和4年4月1日から実施する。
- 2 大島商船高等等専門学校寮生心得（昭和60年4月1日実施）は廃止する。

12 大島商船高等専門学校防災管理規則（抄）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、大島商船高等専門学校における防災管理の徹底を期し、もって火災その他の災害による人的、物的な被害を防止軽減することを目的とする。

（趣旨）

第2条 前条の目的を達するため、防災管理については、他の法令で定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第2章 防災管理機構

（防災委員会）

第3条 本校に所属する不動産の防災管理等に関する重要な事項は、防災委員会において審議する。

（防火管理者）

第4条 本校における火災予防の徹底を期するため、消防法（昭和23年法律第186号）第8条の規定に基づき防火管理者を置く。

- 2 防火管理者は、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第3条に定める資格を有する者のうちから、校長が命ずるものとする。
- 3 防火管理者は、火災の予防について、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。
 - （1）消防計画を作成すること。
 - （2）消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること。
 - （3）消防用設備等の点検及び整備に関すること。
 - （4）火気の使用又は取扱いに関し、指導監督すること。
 - （5）その他防災管理上必要な事項

（火元取締責任者及び火元責任者）

第5条 校長は、防火管理者のもとに諸施設について区域を定め火元取締責任者を置き、その区域内の各室その他必要と認める箇所に火元責任者を置く。

- 2 火元取締責任者は、火災の予防について防火管理者の指示に従い、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。
 - （1）労働時間内は随時に、退庁の際は必ず、取締区域において火元責任者に指示し、火気の安全を確かめること。
 - （2）重要物件は、非常の際搬出できるよう格納し、「非常持出」の表示をすること。
- 3 火元責任者は、火災の予防について、防火管理者及び火元責任者の指示に従い、直接、火気の安全を確かめること。

（自衛消防責任組織）

第6条 校長は、火災その他の災害発生時に被害を最小限にとどめるため消防本部を置き、そのもとに自衛消防隊を設置する。

- 2 消防本部に本部長及び副本部長を置く。
- 3 本部長は、校長をもって充て、副本部長は、各主事及び事務部長をもって充てる。
- 4 自衛消防隊長は、副本部長のうちから、また、副隊長は職員のうちから校長が命ずる。
- 5 自衛消防隊長及び副隊長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 6 自衛消防隊長は、自衛消防隊を統括する。
- 7 自衛消防隊の組織編成については、別に定める。

第3章 火災予防

（臨時火気使用）

第9条 構内の建築物内外において、臨時に火気（たき火、ストーブ、火鉢、電熱器等）を使用する場合は、火元責任者及び火気取締責任者を経て、防火管理者の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けた場合は、消火器等の交付を受け、使用上の注意事項を誠実に守らなければならない。

第4章 災害防御

（災害発生時の措置）

第12条 煙焦臭等火災の疑い又は火災を発見した者は、直ちに適宜の方法で校内に知らせるとともに、防

火管理者等に通報して消火に当たらなければならない。

(防御)

第 1 3 条 構内外に火災発生又はその他の災害が発生した場合は、被害を最小限度にとどめるため、第 6 条に定める自衛消防隊は消火、警備、避難等それぞれの担当任務の遂行に当たるものとする。

第 5 章 教育訓練

(防災教育)

第 1 4 条 防災に関し、本校の職員は進んでその教育を受け、また学生に対してその指導を行い、災害の予防の徹底を期するよう努力するものとする。

(消防訓練)

第 1 5 条 構内外の火災発生またはその他の災害発生に際し、被害を最小限度にとどめるため、消防訓練によって技術の向上を図るものとする。

2 消防訓練の実施基準は、次のとおりとする。

区 分	内 容	回 数
基 礎 訓 練	消 火 ， 通 報 ， 避 難	年 間 3 回 以 上
総 合 訓 練		年間 2 回以上（予防週間等）

大島商船高等専門学校車両通学に関する規則

制定 令和4年4月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、大島商船高等専門学校学生の車両通学における交通安全の確保及び構内の教育研究環境を保持することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「車両」とは、自動車、自動二輪車、原動機付自転車及び自転車をいう。

2 この規則において「バイク」とは、自動二輪車及び原動機付自転車をいう。

第2章 自転車通学

(自転車通学の許可)

第3条 自転車通学を希望し、構内に自転車を乗り入れる学生は、別に定める自転車通学許可願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(自転車通学時の遵守事項)

第4条 自転車通学をする学生は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 交通法規等を遵守し、常に安全運転を心がけること。

(2) 特に次のことに留意すること。

ア 常に左側を通り、並進をしないこと。

イ 2人乗り、傘さし、イヤホンの使用、片手運転等危険な運転をしないこと。

ウ 夜間には、必ず灯火をつけること。

(3) 構内では所定の場所に置き、施錠しておくこと。

(4) 自転車の所定の場所に、許可されたことを証すステッカーを貼付すること。

(5) ステッカーをき損又は亡失したときは、速やかに再交付を受けること。

(6) 交通違反に問われたり、交通事故を起こしたりしたときは、速やかに学校に届け出ること。

(7) 自転車通学を止めるとき又は本校の学生でなくなるときは、自転車を放置しないこと。また、ステッカーを破棄すること。

(8) その他学校の指示に従うこと。

(許可の停止及び取消)

第5条 前条の事項を遵守しないときは、許可の停止又は取消をすることがある。

第3章 バイク通学

(バイク通学の許可)

第6条 やむを得ない事由によりバイク通学を希望し、構内にバイクを乗り入れる学生は、別に定めるバイク通学許可願及び必要書類を校長に提出し、その許可を受けなければな

らない。

(許可の条件)

第7条 前条の願い出に対し、校長は、次の名号に該当するときは、バイク通学を許可することがある。

- (1) 保護者等の同意があること。
- (2) 第4学年以上の学生であること。
- (3) 通学の距離が5キロメートル以上、30キロメートル未満であること。なお、通学の距離が30キロメートル以上ある学生で、やむを得ない事由があると認められたときは、許可することがある。
- (4) 自宅から通学する学生であること。なお、下宿から通学する学生で、やむを得ない事由があると認められたときは、許可することがある。
- (5) 過去において悪質な交通事故又は悪質な交通違反のないこと。
- (6) 過去において遵守事項に関する違反を繰り返していないこと。
- (7) 学校で実施する年度毎のバイク講習を受講していること。ただし、専攻科生はこの限りでない。
- (8) 任意保険（バイク保険）の対人賠償保険及び対物賠償保険に加入していること。
- (9) その他やむを得ない事由があると認められたとき。

(使用する自動二輪車の制限)

第8条 通学に使用する自動二輪車は、総排気量125cc未満に限る。

(バイクステッカー)

第9条 バイクによる通学を許可された学生には、当該バイクの使用を許可するステッカーを交付する。

第10条 ステッカーは、バイクの所定の場所に貼付しなければならない。

第11条 ステッカーをき損又は亡失したときは、速やかに交付を受けなければならない。

第12条 許可の有効期間は、許可された日からその年度の末日までとし、年度毎に更新しなければならない。ただし、専攻科生は在籍期間終了日までとする。

第13条 バイクを変更するときは、改めて許可を受けなければならない。

第14条 バイク通学を止めるとき又は許可の停止若しくは取消を受けることとなったときは、ステッカーを破棄しなければならない。

(バイク通学時の遵守事項)

第15条 バイク通学をする学生は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 道路交通法その他の交通法規を遵守すること。
- (2) バイク乗車中は、必ずヘルメットを着用すること。
- (3) 二人乗りをしないこと。
- (4) バイクの貸し借りをしないこと。
- (5) 交通事故を起こした場合は、交通法規に従い、適切な処置をするとともに、速やかに学校に届け出ること。
- (6) 交通違反に問われた場合、その係官の指示に従うとともに、速やかに学校に届けること。
- (7) 構内では徐行し、騒音を少なくするよう努めること。

- (8) 構内では所定の場所に駐車し、必ず施錠しておくこと。
- (9) 登校時から下校時までの間は、バイクの使用をしないこと。
- (10) 使用するバイクが改造車である等、外部に迷惑を及ぼさないこと。
- (11) その他学校の指示に従うこと。

(許可の停止及び取消、懲戒)

第 16 条 前条の事項を遵守しないときは、許可の停止又は取消をし、懲戒を加えることがある。

第 4 章 自動車通学

(自動車通学の許可)

第 17 条 専攻科生が自動車通学を希望し、構内に自動車を乗り入れる場合は、別に定める自動車通学許可願及び必要書類を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(許可の条件)

第 18 条 前条の願い出に対し、校長は、次の名号に該当するときは、自動車通学を許可することがある。

- (1) 保護者等の同意があること。
- (2) 自宅からの距離が 50 キロメートル未満であること。なお、自宅からの距離が 50 キロメートル以上ある学生で、やむを得ない事由があると認められたときは、許可することがある。
- (3) 自宅から通学する専攻科生であること。なお、下宿から通学する専攻科生で、やむを得ない事由があると認められたとき、許可することがある。
- (4) 過去において悪質な交通事故又は悪質な交通違反のないこと。
- (5) 任意保険（自動車保険）の対人賠償保険及び対物賠償保険に加入していること。

(使用自動車の制限)

第 19 条 通学に使用する自動車が改造車である等、外部に迷惑を及ぼすと思われる場合は、許可しない。

(入構許可証)

第 20 条 自動車による通学を許可された専攻科生には、入構許可証を交付する。

第 21 条 構内で駐車する際、入構許可証をダッシュボード等車外から確認できる場所に置かなければならない。

第 22 条 許可証の有効期間は、許可された日から在籍期間終了日までとする。

ただし、任意保険証書、自動車検査証及び運転免許証の有効期間が過ぎたにもかかわらず、更新の写し等を提出しない場合には、許可を取り消すことがある。

第 23 条 自動車を変更するときは、許可証を返却し、改めて許可を受けなければならない。

第 24 条 自動車通学を止めるとき、又は在籍期間終了により許可証が不要になった場合は、許可証を返却しなければならない。

(自動車通学時の遵守事項)

第 25 条 自動車通学をする専攻科生は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 道路交通法その他の交通法規を遵守すること。

- (2) 通学時に他の学生を同乗させないこと。
- (3) 自動車の貸し借りをしないこと。
- (4) 交通事故を起こした場合は、交通法規に従い、適切な処置をするとともに、速やかに学校に届け出ること。
- (5) 交通違反に問われた場合、その係官の指示に従うとともに、速やかに学校に届け出ること。
- (6) 構内では徐行し、騒音を少なくするよう努めること。
- (7) 構内では所定の場所に駐車し、必ず施錠すること。
- (8) 登校時から下校時までの間は、自動車の使用をしないこと。
- (9) その他学校の指示に従うこと。

(許可の停止及び取消、懲戒)

第 26 条 前条の事項を遵守しないときは、許可の停止又は取消をし、懲戒を加えることがある。

第 5 章 雑則

(雑則)

第 27 条 この規則に定めるもののほか、学生の車両による通学に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 大島商船高等専門学校車両通学に関する規則（昭和 60 年 4 月 1 日制定）は、廃止する。

第 1 号様式

自転車通学許可願

大島商船高等専門学校長 殿 年 月 日

学科 (専攻) 名・学年	学科・専攻	学年
本人氏名 (自署)		
本人住所		
保護者等氏名 (自署)		(続柄)
保護者等連絡先		

下記のとおり通学に自転車を使用したいので、御許可くださるようお願いいたします。
なお、万一事故が発生した場合及び管理上の責任は、本人及び保護者等が負うことを誓います。
また、自転車通学を止めるとき又は本校学生でなくなるときは、自転車を放置しません。

記

1. 使用区間	から	大島商船高専	まで
2. 使用期間 (チェックすること)	☐ 使用許可日から卒業 (修了) まで	年 月 日	まで
3. 製造番号			
4. 防犯登録番号			

上記願い出について許可する。

★許可番号

年 月 日

大島商船高等専門学校長

第 2 号様式

バイク通学許可願

大島商船高等専門学校長 殿 年 月 日

学科 (専攻) 名・学年	学科・専攻	学年
本人氏名 (自署)		
本人住所		
保護者等氏名 (自署)		(続柄)
保護者等連絡先		

下記のとおり通学にバイクを使用したいので、御許可くださるようお願いいたします。
なお、万一事故が発生した場合及び管理上の責任は、全て本人及び保護者等が負うことを誓います。

記

種 類	原付 ・ 自動二輪	登録番号標 (ナンバープレート ト)	—
車 種			
排気量・色	c c ・	所 有 者	専用 ・ 家族と併用
免許証番号 (12桁)			違反歴 無 ・ 有
免許取得年月日	年 月 日	通 学 区 間	～大島商船高専
通 学 距 離	Km	通 学 時 間	時間

添付書類

- (1) 通学届
- (2) 免許証の写し
- (3) 自賠責保険証書の写し
- (4) 任意保険証書の写し

学生主事

★許可番号

第3号様式

自動車通学許可願

大島商船高等専門学校長 殿 年 月 日

専攻名	専攻	
本人氏名（自署）		
本人住所		
保護者等氏名（自署）		(捺印)
保護者等連絡先		

下記のとおり通学に自動車を使用したいので、御許可くださるようお願いいたします。
なお、万一事故が発生した場合及び管理上の責任は、全て本人及び保護者等が負うことを誓います。

記

メーカー名	登録番号		—	
車名	(ナンバープレート)			
色（ボディカラー）	所有者		専用・家族と併用	
免許証番号（12桁）			違反歴	無・有
免許取得年月日	年	月	日	通学区間
通学距離	Km		通学時間	時間
通学期間	□ 使用許可日から在籍期間終了日まで		分	
(チェックすること)	□	年	月	日から 年 月 日まで

添付書類

- (1) 通学届
- (2) 免許証の写し
- (3) 自賠責保険証書の写し
- (4) 任意保険証書の写し
- (5) 自動車検査証の写し
- (6) 入構許可願（総務課様式）

学生主事

大島商船高等専門学校学業成績の評価並びに進級及び卒業の認定に関する規程

制 定 昭和 62 年 4 月 1 日

第 1 章 総 則

第 1 条 この規程は、大島商船高等専門学校における学業成績並びに進級及び卒業の認定等について定めることを目的とする。

第 2 章 出欠席

第 2 条 出席、欠席等については、次の各号の場合を表し、学生準則第 15 条または第 16 条により取り扱う。

- (1) 欠席とは、出席すべき日に欠席した場合
- (2) 欠課とは、その授業時間に欠席した場合
- (3) 遅刻とは、その授業時間に遅れて出席した場合
- (4) 早退とは、その授業時間の途中で退席した場合
- (5) 忌引とは、父母、親族の喪に服するため欠席した場合

第 3 条 次の各号に該当する場合は、出席扱いとする。

- (1) 災害、交通事故、その他やむを得ない事由による欠席等が本人の手続きにより、その事実が確認された場合
- (2) 公式戦対外試合出場等校長の許可があった場合
- (3) その他教員会議において教育上必要と認められ、校長の許可があった場合

第 4 条 学則第 26 条による出席停止の期間及び学生準則第 16 条による忌引日数は出席すべき日数から除外して扱う。

第 3 章 試 験

第 5 条 試験は、定期試験、中間試験、追試験（第 6 条）及び追認試験（第 15 条）とする。

第 6 条 追試験は、次の各号のいずれかの事由により、定期試験又は中間試験を受験できなかった者に対して実施する。

- (1) 病気（医師の診断書を必要とする。）
- (2) 忌引（学生準則第 16 条による。）
- (3) その他やむを得ないと認められた事由

2 追試験を受けようとする者は、科目担当教員に申し出なければならない。
ただし、平常の成績、出席状況等を考慮して評価することができる場合は、追試験を実施しないこともある。

第 4 章 学業成績の評価

第 7 条 学業成績は、その期間中の試験成績、平常の学習状態及び成績、出席状況等を総合して評価し、成績会議において認定する。

第 8 条 平素の履修状況等で評価できる科目については定期試験又は中間試験を行わないことがある。

第9条 各科目について、原則として1単位あたり20時間（年間授業時数の3分の2）以上の出席をもって履修したものと認定する。

2 履修が認定された科目について、学業成績を評価する。

第10条 学業成績の評価は、優・良・可・不可の標語をもってし、次の評点区分による。

優 80点以上

良 66点以上 80点未満

可 60点以上 66点未満

不可 60点未満

2 授業時数の5分の1を超えて欠席した履修科目については、原則として成績評価を「不可」とし、当該科目を未修得とする。

3 追認試験の成績により学業成績を再評価する場合は、60点以下とする。

第11条 第9条の規定により履修を認定した科目の学業成績の評価が60点以上の場合には、当該科目を修得したものと認定する。

第12条 次の各号の一に該当する科目については、当該試験の成績を0点とする。

(1) 正当な理由なく試験に欠席した科目

(2) 答案を提出しなかった科目

(3) 停学中のため試験を受けることができなかった科目

第13条 試験中不正行為をした者に対しては、その時以降の受験を停止し、当該試験期間中の全科目の試験成績を0点とする。

第5章 課程の修了

第14条 校長は、進級認定会議において、次の各号のすべてに該当する者について、当該学年の課程の修了を認定する。

(1) 学則に定める当該学年の必修科目及び修得最低単位数に相応する選択科目を履修していること。

(2) 修得累計単位数が次の基準を満たしていること。なお、下記の単位数には別に定める特別学修単位を含めることができるものとする。

① 商船学科

第1学年：23単位以上、第2学年：57単位以上、第3学年：91単位以上、

第4学年：109単位以上、第5学年：147単位以上

② 電子機械工学科

第1学年：22単位以上、第2学年：54単位以上、第3学年：86単位以上、

第4学年：120単位以上、第5学年：167単位以上

③ 情報工学科

第1学年：22単位以上、第2学年：54単位以上、第3学年：88単位以上、

第4学年：123単位以上、第5学年：167単位以上

(3) 第3学年以下の者については、特別活動の履修状況が良好であること。

(4) 当該学年において、欠席日数が原則として30日以内（商船に関する学科においては席上課程が6ヶ月の学年の場合は15日以内）であること。

ただし、遅刻及び早退2回を欠課1時間に、欠課7時間を欠席1日に換算して取り扱う。

第15条 未修得の科目を有するまま学年の課程修了を認められた者の当該科目については、本人の願い出により、追認試験を実施する。

2 追認試験は原則として当該年度の3月に第1回目を実施する。

3 追認試験を受けようとする者は、4月末までに追認試験受験願（別紙様式）を校長に提出しなければならない。

4 実技、実習、実験を伴う科目については、原則として追認試験は実施しない。

第6章 留 年

第16条 学年の課程修了を認定されない者は、原学年に留まる。この場合において、原学年において修得した単位は全て無効となり、原学年の課程を再履修するものとする。ただし、修得した選択科目については留年した場合でも単位を認定することがある。

第7章 卒 業

第17条 校長は、卒業認定会議において、次の各号のすべてに該当する者について、卒業を認定する。

(1) 学則に定める各学年の必修科目及び修得最低単位数に相応する選択科目を履修していること。

(2) 修得累計単位数が167単位以上（そのうち、一般科目75単位以上、専門科目82単位以上）であること。ただし、商船学科については、修得累計単位数が147単位以上（そのうち、一般科目75単位以上、専門科目62単位以上）であること。

(3) 卒業研究を修得していること。

(4) 商船学科については、大型練習船実習課程を修了していること。

(5) 前号の規定にかかわらず、大型練習船実習課程のうち卒業年次の6月については、疾病等やむを得ない事由により履修することが困難であると校長が認める場合は、その全部又は一部について、校長が別に定める措置とすることができる。

第8章 雑 則

第18条 この規程の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

大島商船高等専門学校学業成績並びに進級及び卒業の認定に関する規程（昭和60年4月1日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成4年4月1日から施行する。

2 平成4年度において第2学年以上である者の累積不可単位数の取り扱いについては、第

14 条第 2 項第 2 号の改正規定にかかわらず、別に定める。ただし、第 5 学年の課程修了認定についての不可単位数は 5 単位以内であって、別に定めた累積不可単位数以内とする。

附 則

この規程は、平成 17 年 12 月 5 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 20 年 5 月 8 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 2 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 14 条第 1 項第 2 号①の規定にかかわらず、平成 27 年度において商船学科第 4 学年である者の修得累計単位数については、106 単位以上とする。
- 3 第 14 条第 1 項第 2 号③の規定にかかわらず、平成 27 年度において情報工学科の第 2 学年以上である者の修得累計単位数については、第 3 学年は 87 単位以上、第 4 学年は 124 単位以上とする。

附 則

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 14 条第 2 号③の規定にかかわらず、平成 28 年度において情報工学科の第 3 学年以上である者の修得累計単位数については、第 3 学年は 87 単位以上、第 4 学年は 124 単位以上とする。

附 則

この規程は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 7 月 1 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別紙様式(第 15 条関係)

追 認 試 験 受 験 願

年 月 日

大島商船高等専門学校長 殿

学科 年
氏名 自署

下記科目の追認試験を受験したいので、ご許可くださるようお願いします。

記

科 目 名	科目担当教員名

15 自学自習時間における学生の心得

大島商船高等専門学校（以下、本校）における 4、5 年生の大学単位科目では 1 単位あたり 45 時間の学修時間で構成されています。例えば、講義および演習では以下のような時間構成です。

半期 1 単位（15 週）	教室内での講義.....	15 時間
	校内での自学自習時間.....	15 時間
	校外での家庭学習時間.....	15 時間

合計 45 時間

◎ 学生の皆さんへ（校内での自学自習時間の活用について）

この自学自習は学生の皆さんが自主的に行うものであり、自学自習を効果的に利用することで自分自身の学力向上を図ることが求められています。以下に示すことに注意して自学自習時間を有効に活用してください。

- （１） 自学自習は、担当教員の指定場所（教室、演習室、実験室および図書館など）で行います。
- （２） 自学自習時間は、授業と同様に必ず出席しなければなりません。
- （３） やむを得ない事情により帰宅または校外へ外出しなければならない場合は、担当教員または学級担任に申し出てください。
- （４） 自習は、他の人や隣の教室に迷惑をかけないように静かに行ってください。
- （５） クラブ活動等の時間は、当日の講義および自学自習時間がすべて終了した後からです。
- （６） 自習時間では、授業の予習復習や担当教員から示された課題を行ってください。
- （７） 担当科目以外の勉強（宿題、実験レポート）を行っても構いません。
- （８） 他の教員への質問やレポート提出また休憩のため教室を出入りすることは自由ですが、担当教員に必ず申し出てください。
- （９） 別の場所で自学自習を行いたい場合は、担当教員に申し出てください。
- （１０） 補習が必要と感じた場合は、担当科目の教員に申し出てください。
- （１１） 定期試験および授業の成績評価は、授業および自学自習での内容で行われますので計画的な自学自習時間の利用に努めてください。
- （１２） 特に 5 年生は、担当教員が承諾すれば卒業研究を行うことができます。

注意：単に与えられた研究課題を行うのではなく、高専 5 年間の様々な授業で得た知識と現在取り組んでいる卒業研究内容と関連させて研究への理解を深め、社会人にもとめられる自分自身の問題解決能力を向上させる時間として自学自習時間を積極的に利用するように努めてください。

以上

16 大島商船高等専門学校における知識及び技能に関する審査 における成果に係る学修による単位認定に関する規程

第1条 この規程は、大島商船高等専門学校学則（以下「学則」という。）第14条の5の規定に基づき、知識及び技能に関する審査（以下「知識・技能審査」という。）における成果に係る学修による単位修得の認定に関し、必要な事項を定める。

第2条 大島商船高等専門学校において教育上有益と認める知識・技能審査は、次の各号に掲げる審査とする。

- (1) 実用英語技能検定
- (2) 技術英語能力検定
- (3) CG エンジニア検定
- (4) 画像処理エンジニア検定
- (5) マルチメディア検定
- (6) CG クリエイター検定
- (7) Web デザイナー検定
- (8) デジタル技術検定（情報部門）
- (9) デジタル技術検定（制御部門）
- (10) 情報処理活用能力検定
- (11) 情報活用試験（1級）
- (12) 情報システム試験（プログラマ認定）
- (13) 情報システム試験（システムエンジニア認定）
- (14) 実用数学技能検定

第3条 前条各号に掲げる知識・技能審査における成果に係る学修により単位修得の認定を受けようとするときは知識・技能審査における成果に係る学修による単位修得認定願（別紙様式）に成果を証明する書類を添付のうえ、校長に申請しなければならない。

第4条 校長は、前条の規定により申請があった知識・技能審査について、単位の修得を認定することができる。

2 前項の規定により認定することができる単位数は、別表に掲げる知識・技能審査の種類及び級に対応する認定単位数とする。ただし、第2条第3号、第4号、第6号及び第7号の知識・技能審査において認定できる単位数は、合わせて4単位までとする。

3 既に下級の知識・技能審査における成果に係る学修により単位修得の認定を受けている場合、認定することができる単位数は、別表に掲げる知識・技能審査の種類及び級に対応する追加認定単位数とする。

第5条 認定された単位数は、指導要録の「学習の記録」欄に知識・技能審査における成果に係る学修を修めた年度の学年欄に知識・技能審査の種類及び級を記し記載するものとする。ただし、評価は記入しないものとする。

第6条 学則第14条の3に規定する全課程修了の認定に必要な単位数に算入する場合は、知識・技能審査の種類に応じて別表に掲げる単位算入の区分によるものとする。

第7条 認定された単位数は、「大島商船高等専門学校学業成績の評価並びに進級及び卒業の認定に関する規程」第14条第2号に規定する修得累計単位数に含めることができるものとする。

第8条 認定された単位数は、「大島商船高等専門学校学業成績の評価並びに進級及び卒業の認定に関する規程」第16条の規定にかかわらず、原学年に留まった場合においても有効とする。

附 則

1 この規程は、平成19年2月6日から施行し、平成18年12月10日から適用する。

2 この規程の施行により、大島商船高等専門学校における文部科学大臣認定技能審査の学修による単位認定に関する規程（平成9年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成20年12月1日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年12月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別 表

◎実用英語技能検定

級 別	準 2 級	2 級	準 1 級	1 級	単位算入の区分	
					商船系	工業系
認 定 単 位 数	1	3	5	7	一般科目	一般科目
追加認定単位数		2	2	2		

◎技術英語能力検定

級 別	2 級	1 級	準プロフェッショナル	プロフェッショナル	単位算入の区分	
					商船系	工業系
認 定 単 位 数	1	2	3	7	一般科目	専門科目
追加認定単位数		1	1	4		

◎CG エンジニア検定

級 別	エキスパート	単位算入の区分	
		商船系	工業系
認 定 単 位 数	2	専門科目	専門科目
追加認定単位数			

◎画像処理エンジニア検定

級 別	エキスパート	単位算入の区分	
		商船系	工業系
認 定 単 位 数	2	専門科目	専門科目
追加認定単位数			

◎マルチメディア検定

級 別	エキスパート	単位算入の区分	
		商船系	工業系
認 定 単 位 数	2	専門科目	専門科目
追加認定単位数			

◎CG クリエイター検定

級 別	エキスパート	単位算入の区分	
		商船系	工業系
認 定 単 位 数	2	専門科目	専門科目
追加認定単位数			

◎Web デザイナー検定

級 別	エキスパート	単位算入の区分	
		商船系	工業系
認 定 単 位 数	2	専門科目	専門科目
追加認定単位数			

◎デジタル技術検定（情報部門）

級 別	2 級	1 級	単位算入の区分	
			商船系	工業系
認 定 単 位 数	1	3	専門科目	専門科目
追加認定単位数		2		

◎デジタル技術検定（制御部門）

級 別	2 級	1 級	単位算入の区分	
			商船系	工業系
認 定 単 位 数	1	3	専門科目	専門科目
追加認定単位数		2		

◎情報処理活用能力検定

級 別	準 2 級	2 級	1 級	単位算入の区分	
				商船系	工業系
認 定 単 位 数	1	2	3	専門科目	専門科目
追加認定単位数		1	1		

◎情報活用試験・情報システム試験

種類及び級	情報活用試験 (1 級)	情報システム試験 (プログラマ認定)	情報システム試験 (システムエンジニア認定)	単位算入の区分	
				商船系	工業系
認 定 単 位 数	1	2	3	専門科目	専門科目
追加認定単位数		1	1		

◎実用数学技能検定

級 別	準 2 級	2 級	準 1 級	1 級	単位算入の区分	
					商船系	工業系
認 定 単 位 数	1	2	3	5	一般科目	一般科目
追加認定単位数		1	1	2	専門科目	専門科目

別紙様式

知識・技能審査における成果に係る学修による単位修得認定願

令和 年 月 日

大島商船高等専門学校長 殿

学科 年

氏名

下記のとおり知識・技能審査における成果に係る学修を修めましたので、単位修得についてよろしく
お願いいたします。

記

1. 知識・技能審査の種類及び級

☐	実 用 英 語 技 能 検 定	級
☐	工 業 英 語 能 力 検 定	級
☐	C G エ ン ジ ニ ア 検 定	エキスパート
☐	画 像 処 理 エ ン ジ ニ ア 検 定	エキスパート
☐	マ ル チ メ デ ィ ア 検 定	エキスパート
☐	C G ク リ エ イ タ ー 検 定	エキスパート
☐	W e b デ ザ イ ナ ー 検 定	エキスパート
☐	デ ィ ジ タ ル 技 能 検 定 (情報部門)	級
☐	デ ィ ジ タ ル 技 能 検 定 (制御部門)	級
☐	情 報 処 理 活 用 能 力 検 定	級
☐	情 報 活 用 試 験	1 級
☐	情 報 シ ス テ ム 試 験	(プログラマ認定)
☐	情 報 シ ス テ ム 試 験	(システムエンジニア認定)
☐	実 用 数 学 技 能 検 定	級

※該当する検定等に○印を付すこと

2. 添付書類

学修の成果を証明する書類 (写)

大島商船高等専門学校におけるインターンシップに関する規程

第1条 この規程は、大島商船高等専門学校（以下「本校」という。）学則第14条第2項別表第2に定める選択科目のうち、インターンシップにおける学修に関し、必要な事項を定める。

第2条 学生は、インターンシップにおける学修を受けようとするときは、インターンシップの学修許可願（別紙様式1）に学修計画書等を添え、学級担任を経て校長の許可を受けるものとする。

第3条 学生は、インターンシップにおける学修を行い、単位の認定を受けようとするときは、インターンシップの学修単位認定願（別紙様式2）に、インターンシップ学修証明書（別紙様式3）及びインターンシップ学修報告書（別紙様式4）を添え、学級担任を経て校長に願い出るものとする。

第4条 校長は、前条の規定により願い出のあった場合は、単位の修得を認定することができる。

2 認定される単位は、申請が出され認定された年度の単位とする。

3 第1条に定める学修の評価は、「合格」とする。

第5条 この規程の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規程は、平成19年2月6日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

2 この規程の施行により、大島商船高等専門学校における校外工場実習に関する規程（平成10年6月16日施行）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成19年6月4日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年8月2日から施行する。

別紙様式 1

大島商船高等専門学校における
インターンシップの学修許可願

年 月 日

大島商船高等専門学校長 殿

学 科 名

学 年

学籍番号

氏 名

(自署)

下記のとおりインターンシップを学修したいので、御許可くださるよう関係書類を添えて
お願いします。

記

1 インターンシップの目的

2 インターンシップ受入れ事業所名

3 学修日

令和 年 月 日 () から令和 年 月 日 () まで

4 添付書類

学修計画書等

別紙様式 2

大島商船高等専門学校における
インターンシップの学修単位認定願

年 月 日

大島商船高等専門学校長 殿

学 科 名
学 年
学籍番号
氏 名 (自署)

下記のとおりインターンシップを学修したので、本校における修得単位として認定してくださるよう関係書類を添えてお願いします。

記

1 インターンシップ受入れ事業所名

2 認定を願い出る単位数

単位

3 添付書類

インターンシップ学修証明書（別紙様式 3）

インターンシップ学修報告書（別紙様式 4）

別紙様式 3

インターンシップ学修証明書

年 月 日

下記のとおり当事業所において、インターンシップを学修したことを証明します。

事 業 所 名

責 任 者 職 氏 名

学 校 名	大島商船高等専門学校				学科 第	学年
学 生 氏 名						
学 修 部 課 名						
学 修 期 間						
学 修 テ ー マ						
出 欠 状 況	出 勤	欠 勤	遅 刻	早 退		
	日	日	回	回		
摘 要	お気付きのこと、又は、連絡事項がある場合はご記入ください。					

学科長	学級担任	評 価
		合 格 不 合 格

別紙様式 4

インターンシップ学修報告書

年 月 日

学級担任

.....学科.....殿

学 生	所属	学科	氏名	
学 修 期 間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日			
インターンシップ 受入れ事業所（配 属先・組織名等）				

インターンシップの内容(概要・所感)

18 大島商船高等専門学校インターンシップ実施要項

1 目的

この要項は、大島商船高等専門学校におけるインターンシップの学修に関し必要な事項を定める。

2 主管

- (1) インターンシップは、原則として第4・5学年で実施し、教務主事主管のもとに各学科長が学級担任と計画のうえ企業、国又は地方公共団体あるいは大学等（以下「事業所等」という。）に委託し、その就業規則等に従って実施する。
- (2) インターンシップに関する事務は、学生課教務係が担当する。

3 学級担任の任務

学級担任は、学科長の指示のもとに、次の業務にあたる。

- (1) インターンシップ受入れ先事業所等の選定
- (2) インターンシップ受入れ先事業所等への配属
- (3) インターンシップの内容、テーマ等に関する助言・指導
- (4) インターンシップ中の留意事項（安全・就業心得等）の事前指導
- (5) インターンシップ中に発生した事故又は異常事態の処置及び報告
- (6) 必要に応じて、インターンシップの受入れ先事業所等の巡回指導
- (7) 規程に定める単位認定願、学修証明書、学修報告書等の受理及び評価
- (8) その他必要な事項

4 願いの提出

インターンシップを希望する学生は、学生課教務係が所定の場所に掲示するインターンシップ受入れ事業所等を確認のうえ、規程第2条に定める願いを担任教員に提出しなければならない。

5 実施時期

インターンシップは、原則として夏季休業期間中に実施するものとする。

6 期間

インターンシップの期間は、1週間以上とする。

7 インターンシップを実施するに際し、学生が留意することは次のとおりとする。

- (1) インターンシップ活動賠償責任保険への加入
インターンシップを学修する学生は、インターンシップにおける事故・損害等に備え、インターンシップ開始前にインターンシップ活動賠償責任保険に加入すること。
- (2) インターンシップ受入れ事業所等への出頭に際しての注意事項
ア. 出発までに、インターンシップ受入れ事業所等の概要等を承知するとともに、インターンシップ受入れ事業所等の趣旨、目的を把握しておくこと。
イ. 指定された時間の遅くとも10分前までに出席すること。特に遠方へ出席する場合は列車時刻表等をよく調べ、余裕を持って行くように心がけ、指定日時に遅れないよう十分注意すること。
ウ. 病気、事故等で指定日時に出席できない場合は、学級担任又は学生課教務係に連絡するとともにインターンシップ受入れ事業所等へ連絡し、その指示を受けること。
- (3) 持参すべきもの
ア. 印鑑
イ. 学生証
ウ. 健康保険証
なお、携行できない場合は保険証の記号番号を控えておくこと。
エ. 手帳、ノート、レポート用紙、筆記用具等
オ. 身回り品（寝巻、洗面用具、上履き、運動靴等）
カ. その他、インターンシップ受入れ事業所等から指定されたもの。
(注) 出発前に受入れ条件を確認し、忘れ物等をしないよう注意すること。また、日用品等については、最少限にすること。
- (4) インターンシップを受けるに際し、次の事項をよく心得てインターンシップに臨むこと。
ア. インターンシップに専念し、大島商船高等専門学校の学生であることを自覚して、その言動に責任を持つこと。
イ. 配属先のインターンシップ責任者及び指導者の指示に従い、決して勝手な行動をとらないこと。

- ウ．職場規律は厳正に守り、秩序を乱さないこと。
 - エ．職場の人たちには努めて謙虚な態度で接し、学生としての良識ある行動をとり、礼節を守ること。
 - オ．常に細心の注意をはらい、不慮の災禍を防止すること。
 - カ．諸手続き、インターンシップの要項、就業規則等の説明があるのが通例である。特に安全指導については必ず厳守し、また、インターンシップにより知り得た内容を他に漏らさないこと。
 - キ．インターンシップ受入れ事業所等へは本校から事故防止について十分お願いしてあるが、万一事故等があった場合は、インターンシップ責任者の指示を受けるとともに、学級担任又は学生課教務係へ連絡すること。
 - ク．インターンシップを休むとき及びインターンシップの時間に遅参、早退等をするときは、事前にインターンシップ責任者の承認を得ること。
 - ケ．職場を離れるときは、必ず行き先、用件を明らかにしておくこと。
 - コ．許可なく指定外の場所に入ったり、設備・製品等の社内での写真撮影をしないこと。
 - サ．インターンシップ期間中に配属先又は、住所等の異動を生じたときは、その都度学生課教務係に連絡すること。
- 8 インターンシップ終了後の提出物等
- インターンシップ終了後は、規程第3条に定める単位認定願に「学修証明書」及び「学修報告書」を添付して、速やかに学級担任に提出すること。

附 記

- 1 この要項は、平成19年2月6日から実施し、平成18年4月1日から適用する。
- 2 大島商船高等専門学校校外工場実習実施要項（平成10年6月16日実施）は廃止する。

附 記

この要項は、平成19年6月4日から実施し、平成19年4月1日から適用する。

附 記

この要項は、平成19年7月11日から実施する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

大島商船高等専門学校専攻科の授業科目の履修等に関する規程

制 定 平成17年 4 月 1 日

(趣旨)

第1条 この規程は、大島商船高等専門学校学則第39条及び第41条の規定に基づき、大島商船高等専門学校専攻科（以下「専攻科」という。）の授業科目の履修方法及び成績の評価並びに修了の認定に関し必要な事項を定める。

(単位の計算方法)

第2条 授業の1単位時間は、標準50分とし、単位制とする。

2 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮して、次の各号の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験、実習及び特別研究については、45時間の授業をもって1単位とする。

(履修方法)

第3条 専攻科に開設する授業科目の履修に当たっては、各学期当初に「受講科目履修届」（別紙第1号様式）を所定の期日までに専攻科主任を経由して専攻科長へ提出しなければならない。

(指導教員)

第4条 専攻科の学生は、各専攻の指導教員から授業科目の履修及び特別研究の指導を受けるものとする。

(試験)

第5条 専攻科の試験は、定期試験及び追試験（以下「定期試験等」という。）とする。

2 定期試験は、各学期末に実施する。

3 追試験は、次の各号の一つに該当する者のうち、「追試験受験願」（別紙第2号様式）を所定の期日までに専攻科主任を経由して専攻科長へ提出し、校長の許可を得た者に対し実施する。

- (1) 伝染病及び流行性疾患に罹患し受験できなかった者で、医師の診断書を添え欠席届を提出した場合
- (2) 忌引
- (3) その他やむを得ない事由があると校長が認めた場合

(成績の評価)

第6条 授業科目の評価は、科目ごとの試験の成績及び出席状況並びに平常の学習状況を総合して行うものとする。

2 成績の評価は、優、良、可及び不可の評語をもってし、次の評点区分による。

優	80 点以上
良	66 点以上 80 点未満
可	60 点以上 66 点未満
不可	60 点未満

3 特別研究は、優、良、可及び不可をもって評価する。

4 授業科目の評価について疑義がある場合は、春学期又は前学期は9月末日まで、秋学期又は後学期は3月末日までに専攻科主任を経由して専攻科長へ申し出ることができ

る。

第7条 各授業科目とも欠課時数が1単位当り3時間（授業時数の5分の1）を超えるものに対しては、成績の評価は原則として「不可」とする。

（単位の認定）

第8条 第6条の規定に基づき、優、良及び可に評価された授業科目については、当該科目を修得したものと単位を認定する。ただし、「特別研究Ⅰ」が「不可」となった場合、再履修により当該科目を修得するまでは「特別研究Ⅱ」を履修することができない。

（再履修）

第9条 第6条第2項及び第3項の規定に基づき「不可」に評価された授業科目については、次年度において再履修することができる。

2 再履修する場合は、「再履修願」（別紙第3号様式）を所定の期日までに、専攻科主任を経由して専攻科長へ提出しなければならない。

（修了の要件）

第10条 専攻科の修了は、学則第39条に規定するもののほか、次表に掲げる修了に必要な単位数を修得しなければならない

専攻	科目	必修科目		選択科目			合 計
		一般科目	専門共通科目	一般科目	専門共通科目	専門専攻科目	
海洋交通システム学専攻		2単位	6単位	24単位	4単位以上	10単位以上	62単位以上
電子・情報システム工学専攻		2単位	6単位	24単位	4単位以上	10単位以上	62単位以上

（他の教育施設等で履修した単位認定）

第11条 大学及び他の高等専門学校等の専攻科等（以下「大学等」という。）で開設されている授業科目の履修を希望する者は、あらかじめ大学等の許可を受けた上で「大学等受講願」（別紙第4号様式）を添付して専攻科主任を経由し、専攻科長へ提出しなければならない。

2 前項で修得した単位は、一般科目及び専門科目の合計24単位を超えない範囲で専攻科の履修とみなし、その単位を認定することができる。ただし、一般科目の単位は4単位を上限とし、専門科目の単位は20単位を上限とする。

3 単位の認定は「修得単位認定願」（別紙第5号様式）を専攻科主任を経由して専攻科長に提出し、専攻科委員会に付すものとする。

（雑則）

第12条 この規則に定めるもののほか、専攻科の授業科目の履修に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年6月4日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 5 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

20 大島商船高等専門学校図書館利用細則

(趣旨)

第1条 この細則は大島商船高等専門学校図書館規則第5条の規定に基づき、本校の図書館が管理する図書及びその他の資料(以下「図書」という。)並びに施設の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第2条 図書館を利用することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 本校の教職員
 - (2) 本校の学生(研究生、聴講生及び科目等履修生を含む。)
 - (3) 図書館の利用を申し出た一般の利用者
- 2 前項第3号に掲げる者は、所定の図書館利用願に必要事項を記入のうえ提出し、図書館利用カードの交付を受けるものとする。なお、図書館利用カードは年度内有効とし、同カードの提示により入館するものとする。

(休館日)

第3条 休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び祝日(ただし、試験期間中は原則除く。)
- (2) 春季、夏季、冬季及び学年末休業期間中の土曜日
- (3) 12月28日から翌年1月3日まで
- (4) その他、図書館長が特に必要と認めた日

(開館時間)

第4条 開館時間は、次のとおりとする。

- (1) 平日
9時から19時まで(ただし、春季、夏季、冬季及び学年末休業期間については9時から17時までとする。)
 - (2) 土曜日並びに試験期間中の日曜日及び祝日
13時から17時まで
- 2 前項の規定にかかわらず、図書館長が必要と認めた場合には、開館時間を臨時に変更することができる。

(遵守事項)

第5条 図書館を利用する者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 図書館利用に必要と認められる用具以外は、持ち込まないこと。
- (2) 静粛を保つこと。
- (3) 図書、その他の物品を丁寧に扱うこと。
- (4) 他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (5) 書庫への入室は行わないこと。
- (6) 飲食及び喫煙等は行わないこと。
- (7) その他係員の指示に従うこと。

(図書の館外利用)

第6条 第2条に規定する利用者は、所定の手続を経て図書を館外に帯出して利用することができる。

- 2 第2条第1号に該当する者の場合は、職員身分証明書をもって図書館利用カードとする。
- 3 第2条第2号に該当する者には、入学時に図書館利用カードを交付する。
- 4 第2条第3号に該当する者は、別紙様式1(図書館利用願)及び本人を確認できる証明書(運転免許証、健康保険証等)を提示し、図書館利用カードの交付を受けた者とする。
- 5 図書館利用カードは、他人に譲渡及び貸与してはならない。また、紛失や破損した場合には、速やかに届け出て、再交付を受けなければならない。
- 6 利用者の資格を失ったときは、速やかに図書及び図書館利用カードを返却しなければならない。

第7条 図書を館外に帯出して利用する者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 他に転貸しないこと。
- (2) 期限までに返却すること。
- (3) 館外利用を許可された期限内であっても、図書館長から請求があったときには、直ちに返却すること。

- (4) 教職員が退職又は転任するとき並びに学生が卒業、退学又は休学するときは、直ちに返却すること。

第8条 次の各号に掲げる図書は、禁帯出とする。

- (1) 貴重書及び特定の図書
- (2) 辞書、辞典
- (3) 定期刊行物の最新号
(貸出しの期間及び冊数)

第9条 貸出しの期間及び冊数は、次のとおりとする。

- (1) 教職員 1月以内 10冊まで
 - (2) 学生 2週間以内 5冊まで (卒業研究利用の場合は1月以内)
 - (3) 一般の利用者 2週間以内 5冊まで
- 2 前項の規定にかかわらず、図書館長が必要と認めた場合は、貸出期間及び冊数について特別の扱いをすることができる。
- 3 DVDの貸出しは、1週間以内、2点までとする。
(貸出停止等)

第10条 図書館長が管理上必要と認めた場合は、図書の貸出しを停止し、又は貸出中の図書を返却させることができる。

(文献複写)

第11条 文献複写(著作権法の範囲内で、当館所蔵資料に限る。)は、有償で行う。

- 2 文献複写に関し必要な事項は、別に定める。

(個人情報の漏えい防止)

第12条 図書館において管理する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料に記録されている個人情報(公文書等の管理に関する法律施行令第4条第5号で規定する個人情報をいう。)については、独立行政法人国立高等専門学校機構個人情報管理規則(機構規則第65号第40条)の規定に基づき、その漏えい防止のための措置を講ずるものとする。

(罰則)

第13条 図書を紛失又は著しく汚損したときは、同一図書若しくは相当の代金をもって弁償しなければならない。

第14条 この細則に違反した者は、図書館の利用を停止することがある。

附 則

- 1 この細則は、昭和51年11月10日から施行する。
- 2 大島商船高等専門学校図書室規則(昭和42年6月1日制定)は廃止する。

附 則

この細則は、昭和60年11月6日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成4年5月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成10年6月23日から施行する。

附 則

この細則は、平成13年3月12日から施行する。

附 則

この細則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 大島商船高等専門学校図書館公開実施要領(平成元年7月1日制定)は、廃止する。

図 書 館 利 用 願

令和 年 月 日

大島商船高等専門学校図書館長 殿

ふりがな
氏 名

生年月日 年 月 日 年齢()

性 別 _____

住 所 〒

電 話 _____

職業(勤務先または学校名等)

下記のとおり貴館を利用したいので許可願います。

記

1 利用期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 3 月 3 1 日

2 備考

図書館長	課長	課長補佐	係長	担当者
受付年月日		決裁年月日		
利用許可番号				

21 大島商船高等専門学校学生相談室規程

(設 置)

第1条 大島商船高等専門学校に、学生相談室を置く。

(目 的)

第2条 学生相談室は、学生生活の中で生じるさまざまな問題についてカウンセリング活動を行い、学生自身が問題解決できるように適切な助言・援助を行うことを目的とする。

(業 務)

第3条 学生相談室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学生の就学、その他個人的な相談に関すること。
- (2) 学生の精神衛生上必要な相談及び援助に関すること。
- (3) カウンセリング活動に必要な各種の検査及び調査・研究に関すること。
- (4) 学生への理解を深め、援助する力を高めるための研修に関すること。
- (5) その他学生へのカウンセリングに必要な業務の実施に関すること。

(職 員)

第4条 学生相談室に、次の職員を置く。

- (1) 室長
 - (2) 副室長
 - (3) カウンセラー
 - (4) 相談員 若干名
 - (5) 補助相談員 1名
- 2 室長及び相談員は、本校の教員とし、校長が任命する。
- 3 カウンセラーは、専門的知識、経験を有する者とし、校長が委嘱する。
- 4 補助相談員は、学生課所属の看護師をもって充てる。
- 5 室長の任期は2年とし、相談員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(業務の処理)

第5条 室長は、校長の命を受け、学生相談室の業務を処理する。

2 カウンセラー及び相談員は、室長を補佐し、学生相談室の業務に従事する。

3 補助相談員は、学生と学生相談室職員との連絡調整等補助的業務に当たる。

(守秘義務)

第6条 学生相談室職員は、業務上知り得た個人的な情報を他に漏らしてはならない。

(委員会の設置)

第7条 学生相談室の運営及びその業務の実施を円滑に行うため、学生相談室運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の組織)

第8条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 副室長
- (3) カウンセラー
- (4) 相談員
- (5) 補助相談員
- (6) 学生主事
- (7) 学生課長

(委員長)

第9条 委員会に委員長を置き、室長をもって充てる。

(会議)

第10条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、議長となる。

(委員以外の者の出席)

第11条 委員長は、必要があると認めたときには、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(学生相談室及び委員会の事務)

第12条 学生相談室及び委員会に関する事務は、学生課学生係において処理する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、学生相談室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 16 年 5 月 10 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 大島商船高等専門学校カウンセラー室規程（平成 12 年 4 月 1 日）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

大島商船高等専門学校いじめ防止等基本計画

校長裁定

制 定 令和2年7月1日

大島商船高等専門学校（以下「本校」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）、いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。）、独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等対策ポリシー、独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等ガイドラインにのっとり、いじめが、いじめを受けた学生の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであると認識し、本校における全ての学生の尊厳が保持され安心して学校生活を送ることができるよう、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、事案対処をいう。以下、同じ。）の対策を総合的かつ効果的に推進するため、「大島商船高等専門学校いじめ防止等基本計画」（以下「基本計画」という。）を定める。

令和3年9月17日、「大島商船高等専門学校第三者調査委員会」（再設置）は調査報告書（以下「報告書」という。）を提出し、本校に対する多くの問題点を指摘し、これからの改善点を提言した。

これを受けて、本校は今回指摘された問題点、再発防止に向けた提言を検証し、多くの反省と検証の中から、この厳しい現状を真摯に受け止め、再発防止と教育環境の向上に努める。

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

（1）いじめの定義

「いじめ」とは、学生に対して、一定の人的関係にある他の学生が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった学生が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、些細な喧嘩などであっても、「いじめ」として情報共有し、しっかりと調査をして対応する。

報告書は、いじめを捉える視点として、いじめの四層構造（被害者、加害者、観衆及び傍観者）、スクールカースト（学級内地位）、いじめの三段階（いじめの進行過程や心理変化を表す「孤立化・無力化・透明化」）を説明しており、学生の置かれた状況を俯瞰的に見る視点を提供している。いじめの定義といじめを捉える視点の理解を進める。【報告書 第I部 第2章 事実認定や「いじめ」の評価検証を行うための視点】

（2）いじめ防止等に関する基本的な方向性

本校の教育目標に掲げる「豊かな教養と国際感覚を身につけた、視野の広い技術者を養成する」、「協同の精神と責任感を培い、集中力・耐久力を養い、指導者として必要な能力を育成する」、「探究心を養い、身体を鍛え、先人の遺産を学び、新技術を創

造できる能力を育成する」を達成するため、誰もが安心・安全を共有でき、共に成長し合える教育環境を形成し、本校はその責務を自覚しいじめの防止・根絶に取り組んでいく。

また、本校、家庭、地域などが一体となり、いじめの根絶に向けた継続的な取組を社会総がかりで推進していく。

(3) いじめ防止等に関する目標の設定

「教職員・学生はいじめに関する認識を深めること」を目標とする。

2 いじめ防止等のための具体的な取組

(1) 学内体制等

〈関係資料〉

【別紙1】いじめ対策委員会の組織と取組

① いじめ対策委員会

本校におけるいじめの防止等に関する措置を体系的・計画的かつ組織的に行うため、「いじめ対策委員会」を置く。この委員会は組織的ないじめ対策の中核として、いじめ防止等に係る各取組を総括し、さらに、それらの評価・検証等を行い、恒常的に内容等の改善を図る。

いじめ対策委員会における組織と取組の具体的な内容は【別紙1】のとおりとする。

② いじめ対策小委員会

・「いじめ対策委員会」の下にいじめ事案発生時に実働し、いじめ事案の調査や関係者への聴き取りを行う組織として、「いじめ対策小委員会」を置く。

いじめ対策小委員会における組織と取組の具体的な内容は【別紙1】のとおりとする。

③ いじめ事案対処チーム

・「いじめ対策小委員会」の下にいじめ事案毎に、具体的な対応に当たる組織として「いじめ事案対処チーム」を置く。

いじめ事案対処チームにおける組織と取組の具体的な内容は【別紙1】のとおりとする。

(2) いじめの未然防止（いじめの予防）

いじめの防止等は、学校の全ての教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要な課題である。いじめをなくすため、まずは、日頃から、深い学生理解に立ち、学生指導学生支援の充実を図り、学生が安心して学び、いきいきとした学校生活を送れるようにしていくことが重要である。

学生指導は、一人ひとりの学生の個性の伸長を図りながら、同時に社会的な資質や能力・態度を育成し、さらに将来において社会的に自己実現ができるような資質・態度を形成していくための指導・援助であり、個々の学生の自己指導能力の育成を目指すものである。

自己指導能力を育成するためには、次の三つの機能をあらゆる教育活動に生かすことが重要である。

① 学生に自己存在感を与えること

学生一人ひとりがかげがえのない存在であり、一人ひとりの存在を大切にする指導のことである。

② 共感的な人間関係を育成すること

教職員と学生及び学生同士が、相互に尊重し共感的に理解し合う人間関係を育成することである。

③ 自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助すること

学生が、決められたルールを守り、自分自身で責任が取れる範囲内において、自らが行動を選択し、その行動に責任をとる機会を与えることである。

【報告書 第Ⅲ部 第1章 いじめ防止について】

＜関係資料＞

【別紙 2】大島商船高専いじめ防止プログラム

【別紙 3】いじめの未然防止・早期発見の取組

① 学生指導・教育相談の充実・強化

- ・いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行うため、学生の人権教育を実施し、学生の持つ良さや可能性を引き出すよう、自己啓発力・創造力を高める学生指導の推進に努める。学生の状況等についても日頃から積極的な情報共有に努め、学生理解に努める。
- ・事例研究や教育相談等の校内研修を実施し、教職員自身の人権意識を高め、体罰や言葉による暴力を絶対に行わない。
- ・教職員間の連携促進に努める。
- ・教職員を対象に、「基本計画」の理解の徹底及びいじめに対する認識を深めるためチェックリストを年2回実施する。

② 本校の教育活動全体を通した取組

- ・豊かな感性を育み、互いに個性を尊重する中で、学生が安心して安全に学ぶことができる環境づくりを進める。
- ・学生同士または教員との信頼関係を基盤として、学習環境の整備と学習規律の徹底等に努め、教育効果を高める授業を行う。
- ・自己指導能力を育成するため、学生の思考力、判断力、表現力を高め学習内容を深めていくことができるよう、学生の考えや意見を意味付け、価値付け、さらに他の学生へ投げ掛け、新たな発見を引き出すなどの授業展開を心掛ける。
- ・学生が自ら意欲的に取り組み、他者との協力の大切さを感じ、成し遂げる喜びを体験していくことができるよう、LHR活動をはじめ、学校行事、学生会活動、部活動において、学生が主体的に取り組めるよう、内容方法等を工夫改善する。
- ・思いやりの心や社会性を育むために、オープンキャンパス、商船祭での来客者の案内等を積極的に学生に担当させ、また、地域社会でのボランティア体験活動等にも

取り組ませる。

- ・学生にいじめに対する認識を深めるため、学生意識調査を実施する。
- ・部活動においては、顧問教員等の指導の下、学生有能力・適性、興味・関心等に応じた自己指導能力の育成を図る。

③ 担任等教員の取組

- ・日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気、ホームルーム等を利用して、学級全体に醸成する。
- ・はやし立てたり見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させ、「いじめの傍観者」から「いじめを抑止する仲介者」への転換を促す。
- ・教員の不適切な認識や言動が、学生を傷つけたり、他の学生によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
- ・学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。
- ・いじめの問題について校内研修や教員会議で積極的に取り上げ、教員間の共通理解を図る。
- ・日頃から他の教員や関係機関等との情報交換や連携に取り組む。

④ 寮生活全体を通じた取組

- ・共同生活の中で、互いに協力すること、尊重することを重視し、安心・安全な生活環境づくりに努める。
- ・自習時間を活用し、計画的に学習を行える環境づくりに努め、教育効果を高める。
- ・生活する中で、他人との違いを認め合い、集会点呼などを通じて、話し合いによる問題解決できる環境を構築する。
- ・共助による問題解決を図るため、指導寮生による下級生へのサポートを援助する。
- ・寮祭などのレクリエーション活動により、親睦を深める取り組みをサポートする。
- ・学寮指導員の配置により、安心・安全な生活環境づくりをサポートする。

⑤ 管理職の取組

- ・全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
- ・学校の教育活動全体を通じた人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- ・学生が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えられるような体験の機会を積極的に設けるよう教職員に働きかける。
- ・いじめの問題に学生自らが主体的に参加する取組を推進する。(例えば、学生会によるいじめ撲滅の宣言など)

⑥ 保護者・地域との連携

- ・いじめの未然防止や早期発見のために、教育懇談週間等の実施を通して保護者との緊密な連携を図り、日頃からの信頼関係づくりに努める。
- ・「基本計画」を学生及び学生の保護者に周知するとともに、誰もがその内容を容易に確認できるようにするため、ホームページ等により公表する。
- ・地域の協力を積極的に求め、地域との情報交換を密にし、地域の相談窓口や関係機

関とも連携を図り、本校を中心とした地域の情報ネットワークを構築する。

(3) いじめの早期発見

＜関係資料＞

【別紙 3】いじめの未然防止・早期発見の取組

① 校内相談体制の確立

- ・事務職員，ＳＣ等も含めた教職員が連携を密にする体制を確立する。
- ・学生をきめ細かく見守るとともに，「からかい」や「インターネット上のいじめ」を含めて，いじめに関するアンケート調査や個人面談に取り組み，学生・保護者の実情をできる限り正確に把握することに努める。
- ・ＳＮＳを介したいじめの兆候を捉えるために，誹謗，中傷，からかい等の書き込みなど，ＳＮＳに関して自ら知り得た情報や学生から報告を受けた情報は，速やかに関係教職員及び関係機関に連絡する。
- ・学生の多面的・多角的な情報や実態について教職員で共有を図る。
- ・学生相談室担当教員，看護師等を中心に，些細なことでも相談しやすい環境づくりに努めるとともに，誰もが学生に寄り添い日常的に機会をとらえて声掛けを行う。
- ・他の学生を気にすることなく相談できるよう，落ち着いた雰囲気づくりに努める。
- ・必要に応じて，悩みの解消方法等について，ＳＣ，ＳＳＷの指導・助言を受けるなど，学生の状況に応じた支援を行う。
- ・悩みを抱えている学生・保護者がいつでも相談できるよう本校のメール相談窓口や学校外の様々な相談機関があることを周知する。

② アンケート及び学生に関する各種調査の実施

- ・学生主事室が実施するアンケート
年４回，いじめに関するアンケートを実施し，アンケート結果に基づき，学生と面談を行う。
- ・学生相談室が実施するアンケート・学生に関する調査
入学前には中学校からの連携シートにより，学生の特性や支援の必要性を早期に把握する。入学後は hyper-QU，学校適応感尺度調査，保護者アンケート等により自己肯定感や学習意欲，友人関係，ソーシャルスキル尺度，教員との関係性，クラスの状況等を把握し，分析の上カウンセリング等面談について，ＳＣおよびクラス担任と連携・協力して行う。
- ・寮務主事室が実施する新入寮生アンケート
新入寮生に寮生活についてアンケートを実施し，寮での悩み等をできる限り把握し，面談を行う。
- ・総務主事が実施する学生生活アンケート
学生及び保護者に学校生活アンケートを年２回実施し，「基本計画」の取組に対する認識を把握する。

③ 担任等教員の取組

- ・日頃から学生の見守りや信頼関係の構築に努め，学生が示す小さな変化や危険信号

を見逃さないアンテナを高く保つ。

- ・休み時間、放課後の学生との会話を通して、交友関係や悩みを把握する。
- ・保護者対象の教育懇談週間の機会を活用し、教育相談及び個人面談を行う。
- ・保健室を利用する学生との会話の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと違うと感じたときは、その機会を捉え、悩みを聞く。
- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ・保健室や学生相談室の利用、生活問題(いじめ)専用相談窓口について周知する。
- ・休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の交通立哨等において、学生が生活する場での異常の有無を確認する。

④ 寮内指導体制の取組

- ・当直に入った教員が寮生を見守る中で、寮生が示す小さな変化や危険信号を察知した場合は、当直日誌などを活用し、寮務主事室、寮務係に報告する体制を確立する。
- ・寮生・保護者が寮生活の些細なことでも相談できるよう、相談しやすい環境づくりに努める。
- ・寮務係の業務時間外にも学寮指導員を配置することにより、相談できる時間帯を拡大する。
- ・寮生活の悩みを抱えている学生が相談しやすいよう、寮専用の意見箱を設置する。
- ・寮生活での様子や問題などを普段から学生相談室・保健室・担任と共有する体制を確立する。

⑤ 管理職の取組

- ・学生及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ・学校における教育相談が学生の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に「いじめ対策委員会」において点検する。

⑥ 保護者・地域との連携

- ・学校生活アンケート等を活用し、保護者からの意見を課題把握に生かし、本校及び組織の活性化を図るとともに、共に考え全体でいじめを解決していく姿勢を明確に示す。
- ・情報発信に努めるとともに、理解と信頼が深まる取組を行う。
- ・種々の地域活動において、いじめ問題に関わる広報・啓発活動の推進に努める。
- ・入学時に中学校からの連携シートにより情報提供があった場合には、その情報を踏まえた支援等の取組を行う。

(4) いじめの早期対応（現に起こっているいじめへの対応）

＜関係資料＞

【別紙 4】 早期発見・事案対処マニュアル

① 本校の体制づくり

- ・いじめを認知した場合は（疑われる場合も含む）担当教職員が抱え込むことなく、本校のいじめ対策委員会委員に報告し、「いじめ対策委員会」を中核として、全校

体制でいじめ解決に向けた取組を行う。

- ・速やかに事実関係や状況等の詳細（５Ｗ１Ｈ）を把握し、教職員で情報の共有を図る。
- ・保護者と緊密に連携し、ＳＣ、ＳＳＷの助言等も受けながら解決に向けた具体的な取組を行う。
- ・いじめられている学生の心身の安全を保障し、心のケアを図る場所として、学生相談室や保健室を位置付け、その機能の整備と拡充を図る。

② いじめへの対応

- ・いじめの事実を認知後、直ちに状況を整理し、被害学生のケアの上、できる限り早期に保護者に正確に伝える。
- ・いじめられている学生の、これまでの心の痛みや不安感等を共感的に理解するとともに、「絶対に守り通す」「必ず解決する」との姿勢で対応する。
- ・いじめられている学生には、本人の要望等を聴き取りながら、学校生活の色々な場面で支え、本人の良さを認めることによって自信を回復させ、精神を安定させていくことに努める。
- ・いじめている学生には毅然とした姿勢で対応する。
- ・いじめている学生の指導は、叱責や注意ばかりではなく、行為に及んだ背景について本人の話を十分に聞き、心情をくみ取るとともに、自分の言動で相手にどれほどの深刻な苦痛を与えたかを認識させ内省を促す。
- ・いじめている学生の保護者へは、いじめの解消に向け取り組むことを伝え、協力を依頼する。
- ・いじめを助長するような言動や、見て見ぬふりをする行為は、「いじめをすることと同じである」などと教職員が毅然とした態度で指導し、いじめは許さないという校内の雰囲気づくりに努める。
- ・学生たちにいじめを見た場合には、制止するか、すぐに教職員に相談するように指導する。また、いじめを報告してきた学生に対しては、その勇気と態度を褒め、当該学生を守るために秘密を厳守し、特定されないよう配慮する。
- ・ＳＮＳを介して行われるいじめに対しては、書き込み等を印刷または写真撮影しておくなど、記録を取っておく。

③ 関係集団への対応

- ・被害・加害学生だけでなく、面白がって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成する。

④ いじめられている学生の保護者への対応

- ・複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えるられるようにする。また、じっくりと話を聞く。
- ・苦痛に対して精一杯の理解を示す。
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

⑤ いじめている学生の保護者への対応

- ・事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。
- ・学生や保護者の心情に配慮する。
- ・行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・学生の生活環境に原因がある場合には、SSWにつなぐ。
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう。

⑥ 保護者同士が対立した場合の対応

- ・教員が間に入って関係を調整する。
- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で挑む。
- ・管理職は、必要に応じて弁護士と連携して対応する。
- ・高専機構本部や関係機関と連携し、解決を目指す。

⑦ 地域・関係機関との連携

- ・いじめを確認した際には、そのいじめが重大事態の場合は、認知した当日中に機構本部に報告する。それ以外の報告は、機構本部の指示のとおりとする。
- ・開かれた学校づくりに努め、いじめ解決に当たっては、地域の積極的な協力を得る。
- ・犯罪行為として取り扱われる場合は、教育的配慮を行いながら、警察と連携した対応を図る。

(5) いじめの解消

① いじめが「解消している」状態とは

- ・いじめは、単に謝罪をもって安易に解消したとすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ア) いじめに係る行為が止んでいること

- ・いじめを受けた学生に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間は、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からいじめ対策委員会が、さらに長期の期間が必要であると判断した場合は、目安である3か月を超え設定するものとする。

イ) いじめを受けた学生が心身の苦痛を感じていないこと。

- ・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた学生がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることが必要であり、いじめを受けた学生本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

② いじめの解消の判断について

- ・いじめの「解消している」状態の要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して解消しているかどうかを判断するものとする。
- ・当該いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありうることを踏まえ、教職員は当該いじめを受けた学生及びいじめを行

った学生について、日常的に注意深く観察する必要がある。

(6) 重大事態への対応

① 重大事態の定義

- ・いじめにより当該学校に在籍する学生の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより当該学校に在籍する学生が相当の期間（不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

③ 重大事態の判断及び報告

- ・事案の背景にいじめが関連していないか、関係する学生や保護者等から情報収集し、事実関係を整理した上で、「いじめ対策委員会」において判断する。
- ・当該事案を重大事態であると判断したときには、速やかに高専機構本部へ報告する。
- ・学生・保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして調査・報告をする。

④ 重大事態方針

- ・いじめの全容解明と早期対応の取組を基本姿勢として、「いじめ対策委員会」を中核とする迅速・的確かつ組織的な対応を行う。
- ・高専機構本部で設置される「いじめ対応支援チーム」と連携しながら、保護者とも十分に連携を図り、いじめられている学生の心身の安全確保を最優先に考えた取組を行う。

⑤ 重大事態の対応

- ・調査は本校が主体となって行う場合と、必要に応じて第三者からなる調査委員会において調査する。
- ・重大事態に関わる調査を行う際には、被害学生及び保護者の意向を踏まえて調査し、その結果について適切に説明する。

⑥ 重大事態の留意事項

- ・調査結果に不都合な事実があったとしても、その事実真挚に向き合い、いじめの問題解決に向けた取組を全ての関係者が一丸となって進めていく。常に学生や保護者の心のケアを最優先としながら、安心・安全な学校生活を取り戻し、一日でも早い学校機能の回復に努める。

(7) ネットいじめへの対応

① ネットいじめとは

- ・文字や画像を使い、特定の学生の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の学生になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の学生の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

② ネットいじめの予防

- ・情報モラル教育の充実を図る。
- ・ネットいじめ防止の理解と意識涵養を図る。
- ・ネット社会についての講話等を実施する。
- ・保護者への啓発を図る。

③ ネットいじめへの対処

- ・被害者からの訴え、閲覧者からの情報等によりネットいじめを把握する。
- ・不当な書き込みへの対処として、「いじめ対策委員会」において、状況の確認、状況の記録を行い、管理者への削除依頼、警察への相談を行う。

(8) 情報の共有及び取扱い

① 学生との面談等による情報の共有

- ・学生から得た情報については、適切に管理する。いじめに関連するシグナルについては、速やかに「いじめ対策委員会」に報告する。

② アンケート、学生に関する調査の資料等の保管

- ・「いじめ対策委員会」で収集した資料及び作成した記録については、学生課で保管する。また、アンケート等については、実施した部署（学生主事室、学生相談室、寮務主事室等）で保管する。独立行政法人国立高等専門学校機構法人文書管理規則（機構規則第107号）に基づき、適切に取り扱うものとする。

(9) 家庭・地域・関係機関との連携

- ① いじめの問題は家庭・地域とも緊密に連携・協働しながら解決を図る。
- ② 本校奨学後援会や地域の関係団体とともに協議する機会を設け、「基本計画」の共通理解を図りながら、情報交換の促進や連携協力の充実・強化を図る。
- ③ 本校及び関係機関等の相談窓口を周知し、学生・保護者の不安や悩みなどを受け止める体制の充実を図る。
- ④ SCやSSWとの連携はもとより、必要に応じて、弁護士等の外部専門家や、所轄警察署、福祉部局等の関係機関との一層の連携を図る。
- ⑤ SNSを介したいじめに対応するために、必要に応じて、所轄警察署、県警サイバー犯罪対策室等と連携し、問題の早期解決に努める。

3 評価及び改善のための措置

(1) PDCA サイクルに基づく取組の評価・検証

- ① 「基本計画」が本校の実情に即して適切に機能しているかについて、「いじめ対策委員会」を中心に、点検・評価するとともに必要な改善のための措置を講じる。
- ② 本校が行ういじめに関する取組について、いじめ対策外部有識者委員会を設置し、点検・評価を行う（別紙「大島商船高等専門学校いじめの防止等に関する外部有識者委員会規則」）。
- ③ 本校は、毎年、内外の委員会による評価及び改善のための措置を機構に報告するとともに、インターネットにより公表する。

附 則

この基本計画は、令和２年７月１日から施行する。

附 則

この基本計画は、令和３年１月６日から施行する。

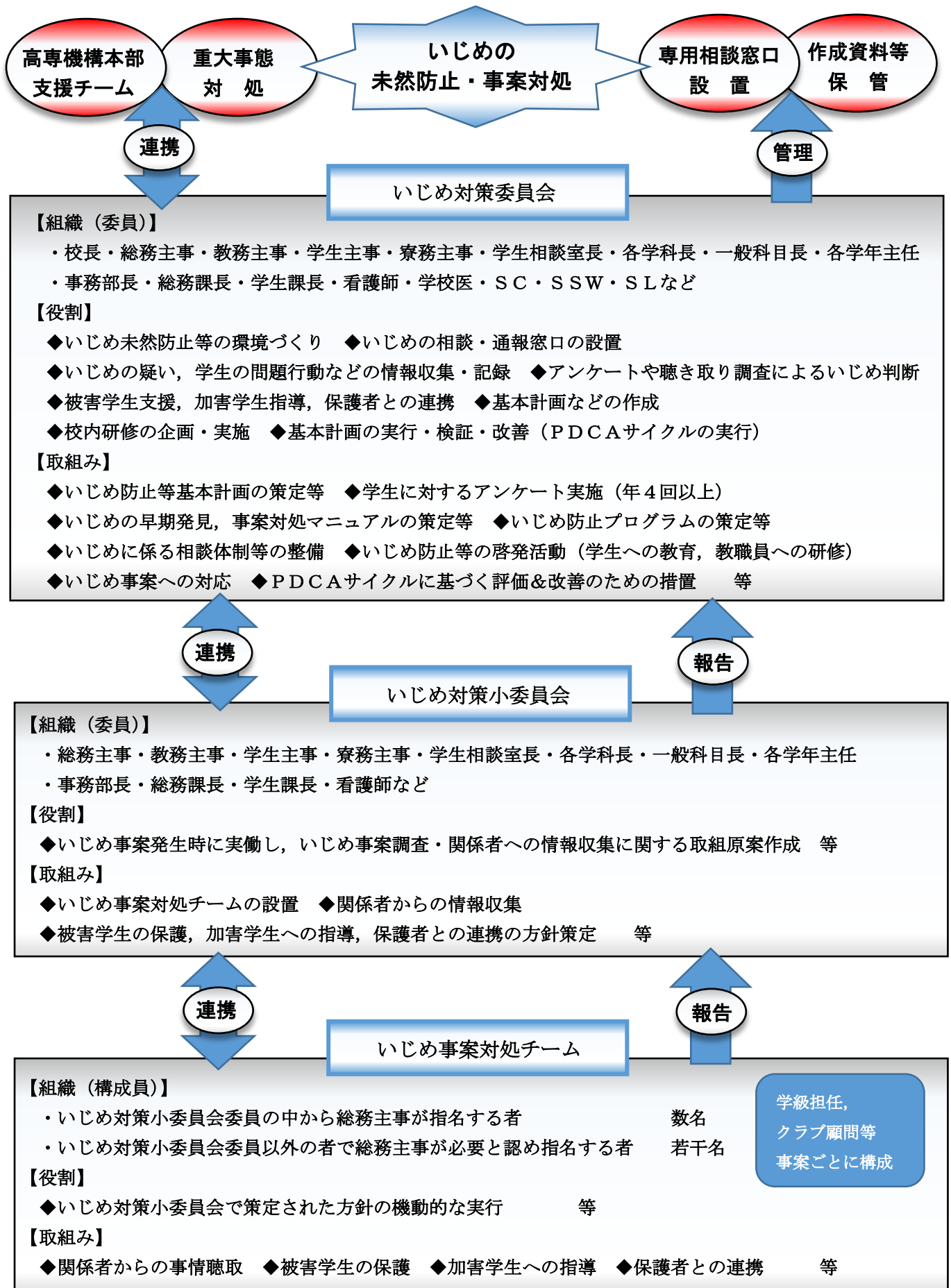
附 則

この基本計画は、令和３年７月８日から施行する。

附 則

この基本計画は、令和３年１１月１１日から施行する。

いじめ対策委員会の組織と取組



[illegible]

いじめの未然防止・早期発見の取組

校長・教職員

- ・学校いじめ防止基本計画の周知と徹底
- ・いじめを許さない姿勢の徹底
- ・積極的情報交換と情報の共有
- ・保護者・地域・専門家等との連携
- ・教職員の「基本計画」、いじめの認識・取組調査(チェックリスト)の実施及び研修

学生・保護者

〈未然防止の取組〉

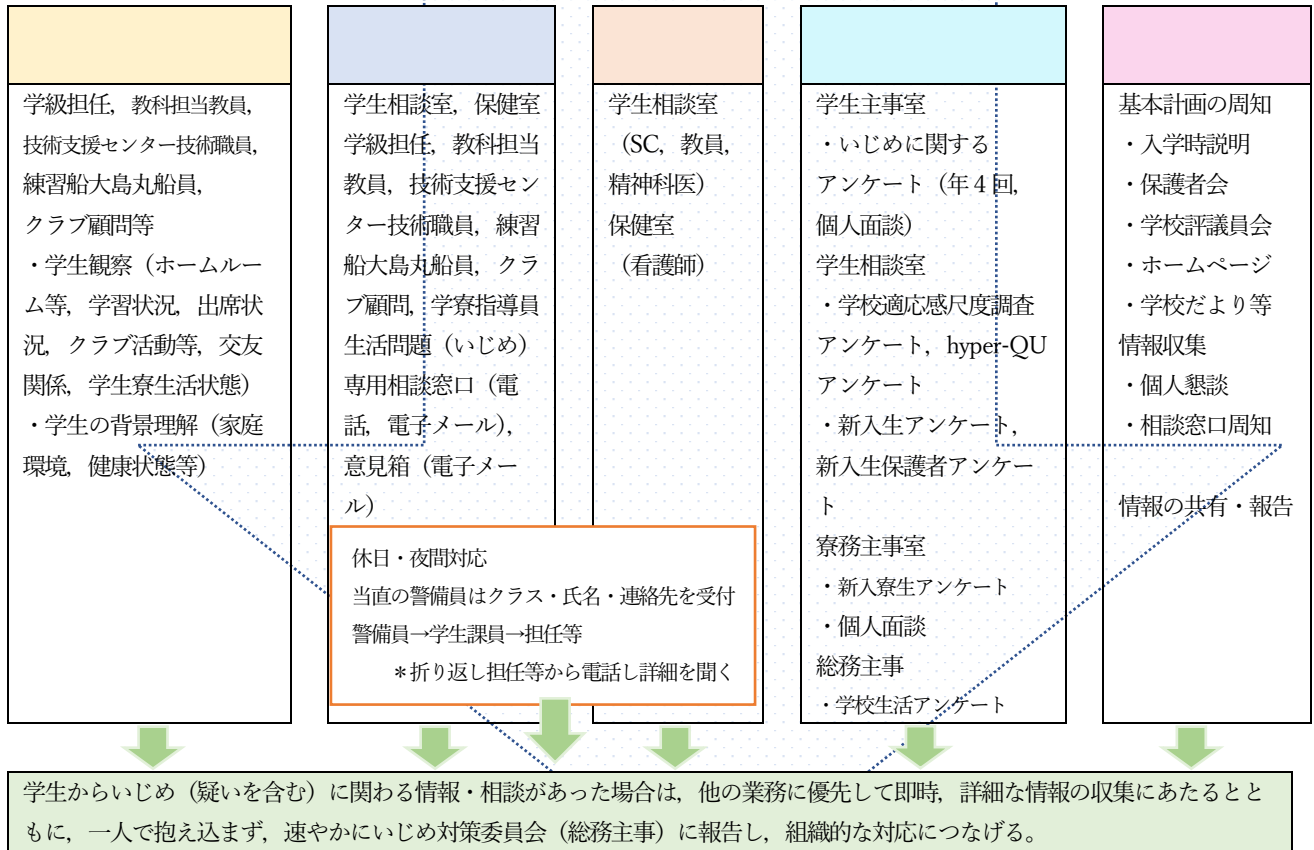
- ◇学業指導・学生生活の充実
 - ・学びに向かう集団づくり
 - ・主体的に取り組める授業づくり
 - ・よくわかる授業づくり
 - ・楽しい学校づくり
 - ・学生意識調査の実施
- ◇特別活動・人権教育の充実
 - ・ホームルーム活動の充実
 - ・総合的な学習の時間の充実
 - ・ボランティア活動の充実
 - ・人権意識の高揚
 - ・講演会等の開催
- ◇教育相談の充実
 - ・学生面談の定期実施
 - ・保護者対象の教育懇談週間の実施
- ◇情報教育の充実
- ◇保護者、地域との連携
 - ・学校いじめ防止等基本計画の周知
 - ・ホームページでの情報提供

〈早期発見の取組〉

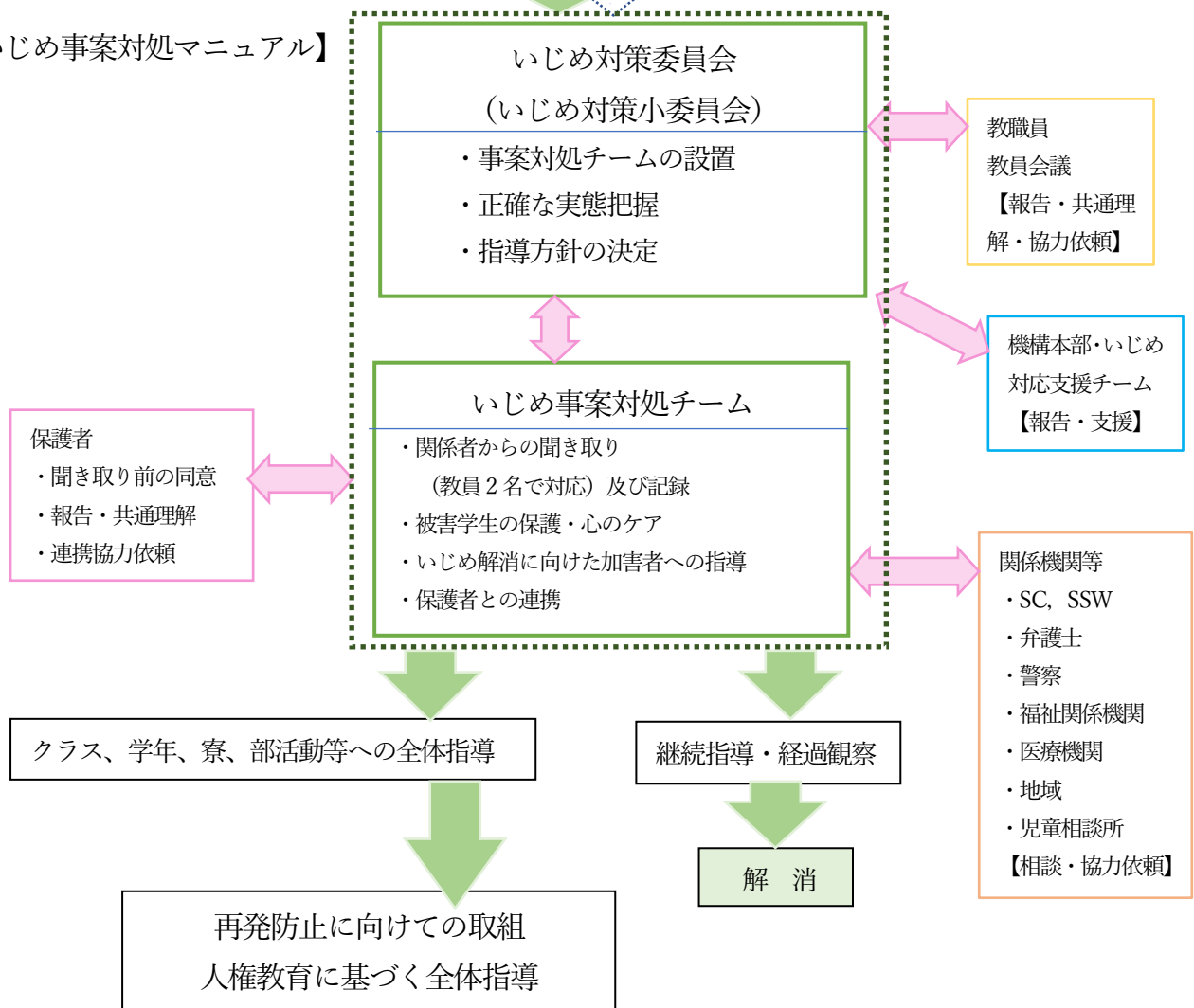
- ◇情報の収集
 - ・教職員の観察による気付き
 - ・いじめアンケートの実施（年４回）
 - ・ＳＳＷやＳＬ等からの情報
 - ・福祉関係機関からの情報
 - ・学校生活アンケートの実施（学生，保護者）
 - ・保護者アンケートの実施
 - ・面談時の情報
 - ・保護者対象の教育懇談週間の実施
 - ・hyper-QU，学校適応感尺度調査の実施
- ◇情報の共有
 - ・報告の徹底と報告経路の明示
 - ・保護者対象の教育懇談における情報の共有
 - ・教員会議等での情報の共有
 - ・問題を抱える学生の実態把握
 - ・新年度への引継ぎ
- ◇相談体制の確立
 - ・相談しやすい環境づくり
 - ・生活問題（いじめ）専用相談窓口の周知

【早期発見マニュアル】

日頃から情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように）をメモする



【いじめ事案対処マニュアル】



いじめ等相談窓口（7 箇所）

1. 大島商船高等専門学校生活問題（いじめ）専用相談窓口

【場 所】 学生課（平日 8:30～17:00）

【電 話】 0820-74-5490 学生課（平日 8:30～17:00）

0820-74-5440 学校代表（休日・夜間，当直警備員にクラス・氏名・連絡先を伝える。）折り返し担任等が対応する。

【メール】 i-soudan@oshima-k.ac.jp

※土・日・祝日のメール回答は，緊急時を除き翌平日の対応となる。

2. 大島商船高等専門学校学生相談室

【場 所】 保健室内（平日 8:30～17:00）

【電 話】 0820-74-5477（平日 8:30～17:00）

【メール】 soudan@oshima-k.ac.jp

※土・日・祝日のメール回答は，緊急時を除き翌平日の対応となる。

3. KOSEN 健康相談室

【電 話】 0800-000-2228（通話無料） 24 時間

学生本人及びその家族が無料で電話相談やカウンセリング可。

4. 24 時間子ども SOS ダイヤル（文部科学省）

【電 話】 0120-0-78310（通話無料） 24 時間

5. 子どもの人権 110 番（最寄りの法務局）

【電 話】 0120-007-110（通話無料）

相談時間：月曜～金曜 8:30～17:15

（土曜・日曜・祝日、12月29日～1月3日、相談時間外は留守番電話）

6. インターネットよりそいチャット

（社会的包括サポートセンターが運営する相談サイト）

〈友だち登録〉【LINE ID】 @yorisoi-chat

【LINE アドレス】 <https://t.co/2KUr5yFKcE>

毎日 17:00～22:30

7. 心の健康電話相談 山口県（厚生労働省）

【電話】 083-901-1556

相談時間：平日 9:00～11:30 13:00～16:30

いじめ事案報告書 セルフチェックシート

記入者名

年 月 日 時 分記入

いじめ事案の初期対応にあたる際の活用や、聴き取りシートと併せてこのチェックシートを活用し適切に対応しましょう。【参照 報告書 第Ⅲ部 第2章 学生の自死を防ぐために】

～速報時チェック～			
深刻度チェック ～深刻な事案かどうか、確認しましょう～			
1. 被害学生の心身に重大な被害はない	☐ はい	☐ いいえ	(備考)
2. 被害学生の財産に重大な被害はない	☐ はい	☐ いいえ	(備考)
3. 加害学生への指導を行った	☐ はい	☐ いいえ	(備考)
4. 加害保護者への説明を行った	☐ はい	☐ いいえ	(備考)
5. 被害学生は登校している	☐ はい	☐ いいえ	(備考)
6. 教員の気づき・アンケートで発覚した	☐ はい	☐ いいえ	(備考)
7. 被害保護者からの訴えで発覚した	☐ いいえ	☐ はい	(備考)
8. 「無視」によるいじめ事案である	☐ いいえ	☐ はい	(備考)
9. SNS 上で誹謗や中傷を受けている	☐ いいえ	☐ はい	(備考)
10. 加害学生には、男女に混在している	☐ いいえ	☐ はい	(備考)

*右側にひとつでもチェックがつけば、深刻度が高い傾向にあります。

より丁寧に、組織で対応しましょう。

被害学生・保護者へ丁寧に連絡しましょう。

初期対応必須項目 ～いじめを疑う事案は、必ず行いましょう～			
1. 事案について報告した	☐ いじめ対策委員会委員 ()		
2. いじめ対策委員会で方針を検討した	☐ はい	☐ いいえ	(備考)
3. 被害学生への聴き取りをした	☐ はい	☐ いいえ	(備考)
4. 行為が止んでいることを確認した	☐ はい	☐ いいえ	☐ 止んでいない
5. 被害保護者へ連絡をした	☐ はい	☐ いいえ	(備考・連絡先)

いじめ解消チェック項目 ～組織で確認した上で、解消としましょう～			
1. いじめに係る行為が止んでいる	☐ はい	☐ いいえ	(備考)
少なくとも3か月は止んでいる	☐ はい	☐ いいえ	(備考)
2. 被害学生が心身の苦痛を受けていないことを面談時に確認した	☐ はい	☐ いいえ	(備考)

～対応経過チェック～					
被害者チェック					
学 生	1. 被害学生への聴き取り初期ケア	☐ 完了	☐ 未了	(備考)	
	2. 加害学生への指導可否	☐ 了承	☐ 拒否	⇒※1へ	
	1) 事実確認の方法	☐ 周囲への聴き取り		☐ アンケート	
	2) 事実確認の範囲	()			
	3. 謝罪を受ける意思	☐ ある	☐ ない	(備考)	
	4. 被害学生の安全確保	☐ 見守り	☐ 加害の行動制限(備考)		
	5. 見守りの手立て	()			
	6. 全体指導の意思確認	☐ あり	☐ なし		
	7. 全体指導の範囲確認	☐ 友人	☐ 学級	☐ 学年 ☐ 部活動等	☐ 学科 ☐ 寮
8. 指導後の経過についての確認	☐ 1週間	☐ 2週間	☐ 1ヵ月	☐ 2ヵ月	
保 護 者	1. 被害学生保護者への連絡	☐ 訪問	☐ 来校	☐ 電話	☐ その他
	2. 加害学生への指導可否	☐ 了承	☐ 拒否	⇒※1へ	
	1) 事実確認の方法	☐ 周囲への聴き取り		☐ アンケート	
	2) 事実確認の範囲	()			
	3. 全体指導の意思確認	☐ あり	☐ なし		
	4. 全体指導の範囲確認	☐ 友人	☐ 学級	☐ 学年 ☐ 部活動等	☐ 学科 ☐ 寮
	5. 指導後の経過確認	☐ 1週間	☐ 2週間	☐ 1ヵ月	☐ 2ヵ月
加害者チェック ☐ 加害者不明 ⇒※2へ					
学 生	1. 加害学生への聴き取り	☐ 完了	☐ 未了	(備考)	
	2. 対策小委員会での事実確認、指導内容協議	☐ 完了	☐ 未了	(備考)	
	1) 事実確認ができていない時の手立て	☐ 周囲への聴き取り		☐ アンケート	
	3. 加害学生への指導	☐ 完了	☐ 未了	(備考)	
	4. 謝罪の機会	☐ 設ける ()		☐ 設けない	
	5. 全体への指導	☐ する ()		☐ しない	
	6. 再発防止の手立て	()			
保 護 者	1. 加害保護者への連絡	☐ 完了	☐ 未了	(備考)	
	2. 家庭での指導協力依頼	☐ 完了	☐ 未了	(備考)	
	3. 謝罪の機会	☐ 設ける ()		☐ 設けない	
	4. 全体への指導	☐ する ()		☐ しない	
	5. 再発防止の手立て	()			
※1 加害学生への指導を拒否された事案					
1. 被害学生へ安全確保の説明		☐ 完了	☐ 未了	(備考)	
2. 被害保護者への説明		☐ 進捗状況		☐ その他 ()	
3. 周囲の学生からの情報収集		☐ 実施	☐ 未了	(備考)	
※2 加害学生が不明である事案					
1. 再発防止のための手立て		☐ パトロール		☐ その他 ()	
2. 被害学生に再発防止の方針説明		☐ 完了	☐ 未了	(備考)	
3. 全体指導の以降 範囲の確認		☐ 学級	☐ 学年	☐ 寮	☐ 全校
		☐ その他 ()			
4. 周囲の学生からの情報収集		☐ 実施	☐ 未了	(備考)	

大島商船高等専門学校梅木信子奨学基金取扱規則

制定 平成 28 年 10 月 3 日

(設置)

第 1 条 大島商船高等専門学校（以下「本校」という。）に、梅木信子氏から受け入れた寄附金を原資として、梅木信子奨学基金（以下「奨学基金」という。）を設置する。

(目的)

第 2 条 奨学基金は、本校に在籍する学生の学業支援のため奨学金を給付することで、社会に貢献できる技術者を育成することを目的とする。

(奨学基金の管理)

第 3 条 奨学基金は、独立行政法人国立高等専門学校機構寄附金取扱規則の定めるところにより受入れ、管理する。

(奨学生の資格要件)

第 4 条 奨学金の給付を受けることができる者（以下「奨学生」という。）は、本校商船学科に在籍し、海事技術者を目指す学生で、経済的理由により奨学金を必要とする者とする。

2 その他校長が特に必要と認めた者（災害等による場合は全学科に適用）

(給付期間、給付額及び給付時期)

第 5 条 奨学金の給付期間は 1 年間とし、年度ごとに選考を行い、奨学金の給付額は、1 件当たり 15 万円とし、決定時に一括して給付する。ただし、前条第 2 項による場合、奨学金として 1 件当たり 10 万円を給付する。

(奨学金の申請)

第 6 条 奨学生として採用を希望する者は、「奨学基金申請書」（別紙様式 1、別紙様式 2）を校長へ提出しなければならない。

(奨学生の決定)

第 7 条 校長は、申請のあった者の中から厚生補導委員会の議を経て奨学生を決定し、本人に通知するものとする。

(給付の取り消し)

第 8 条 奨学生として決定された者が、次の各号に該当した場合は、全部または一部の奨学金の返納を命じる場合がある。

- (1) 奨学金を給付されている学生が休学または退学した場合
- (2) その他、奨学生として不適当と認められるに至った場合

(奨学金の事務)

第9条 奨学基金受給者決定に係る事務は、学生課において行い、受給者への支給手続きは総務課において行う。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、奨学基金の取扱いに関し必要な事項は、厚生補導委員会の議を経て校長が決定する。

附 則

この規則は、平成28年10月3日から施行し、平成28年4月5日から適用する。

附 則

この規則は、令和3年8月2日から施行する。

別紙様式1 (第6条関係)

奨学基金申請書			年 月 日	
大島商船高等専門学校長 殿				
商 船 学 科 第 学年				
本人氏名			(自署)	
保護者氏名			(自署)	
下記理由により学資の支弁が困難なため、関係書類を添えて奨学基金を申請します。				
(申請理由：具体的に記入すること)				
(海技試験受験状況)				
二級筆記試験	受験日	年	月	日
一級筆記試験	受験日	年	月	日

* 海技試験受験票又は海技試験合格通知(写し)添付のこと

* 海技試験の科目合格等があれば記入する事 (合格科目・合格日：)

家 庭 状 況						
住所等	本 人	(千 ー)	保 護 者	(千 ー)		
	電話番号			電話番号		
	続柄	氏 名	年 齢	現在の職業	給与所得の計 (税込)	給与所得以外の所得計 (税込) (千円)
	本人					
就学者を除く家族						
特別控除関係	母子・父子世帯	父無 母無	死 亡 ・ 生 別	(年 月)		
	本人	奨学金受給状況			授業料免除状況	
		有 (奨学金名：) (月額： 円)	前年度後期 (無 全免 半免)	当該年度前期 (無 全免 半免)		
		無				
	続柄	氏 名 (才)	設置区分	在 学 学 校 (学年)		
	(才)	国立 公立 私立	小学校 中学校 高校 大学 高等専門学校 専修学校(高等課程・専門課程) 学校名			
	(才)	国立 公立 私立	小学校 中学校 高校 大学 高等専門学校 専修学校(高等課程・専門課程) 学校名			
	(才)	国立 公立 私立	小学校 中学校 高校 大学 高等専門学校 専修学校(高等課程・専門課程) 学校名			
	(才)	国立 公立 私立	小学校 中学校 高校 大学 高等専門学校 専修学校(高等課程・専門課程) 学校名			
	(才)	国立 公立 私立	小学校 中学校 高校 大学 高等専門学校 専修学校(高等課程・専門課程) 学校名			

* 保護者の所得証明書 (前年度所得のわかるもの) 添付のこと

獎學基金申請書(特別)

三
月
年

大島商船高等専門学校校長 殿

母学 科学

本人氏名

保護者氏名

下記理由により学資の支弁が困難なため、関係書類を添えて奨学基金を申請します。

(申請理由：具体的に記入すること)

--	--	--	--	--	--	--	--	--

※該当事項の確認できるものを添付のこと（罹災証明書等）

家 庭 状 況						
住所等 ／	本人続柄	(〒 -) 電話番号	氏 名	年 齢	保 護 者	(〒 -) 電 話 番 号
就学者を除く家族	本人					

大島商船高等専門学校 120 周年基金奨学金授与規則

(目的)

第 1 条 大島商船高等専門学校 120 周年基金奨学金（以下「奨学金」という。）は、大島商船高等専門学校（以下「本校」という。）に在籍する学生のうち、学業成績が特に優秀であり、かつ、人物的にも優れた者に対して、奨学金を交付することにより、学生の勉学意欲及び修学環境の向上並びに優秀な人材の輩出を図ることを目的とする。

(奨学金)

第 2 条 奨学金は、給付型奨学金とし、大島商船高等専門学校創基 120 周年・高専創立 50 周年記念事業における奨学支援金をもって充てる。

(奨学生の資格)

第 3 条 奨学金の交付を受ける者（以下「奨学生」という。）は、本校の専攻科第 1 学年の学生のうち、本校本科における学業成績が特に優秀であり、かつ、人物的にも優れた者とする。

(奨学生候補者の推薦等)

第 4 条 奨学金の交付を受けようとする者は、120 周年基金奨学金申請書（別紙様式 1）を校長に提出するものとする。

2 前項の申請があったときは、学科長は、奨学生候補者を選考し、専攻科長に推薦するものとする。

3 専攻科長は、4 月末日までに、120 周年基金奨学金推薦書（別紙様式 2）により、校長に奨学生候補者を推薦するものとする。

(奨学生の採用の決定等)

第 5 条 校長は、前条の推薦を受けたときは、厚生補導委員会の議を経て、5 月末日までに奨学生の採用を決定する。

2 校長は、採用が決定した奨学生について、120 周年基金奨学金決定通知書（別紙様式 3）により本人に通知するものとする。

3 奨学生として採用された者は、校長が指定する日までに奨学金振込依頼書（別紙様式 4）を提出しなければならない。

4 採用人数及び奨学金の額は、別表のとおりとする。

(奨学金の交付の取消し)

第 6 条 校長は、奨学生が当該年度に次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、厚生補導委員会の議を経て、奨学金の交付を取り消すことができる。

(1) 休学又は退学したとき。

(2) 本校の学則、規則等に違反し、懲戒処分を受けたとき。

(3) その他奨学生として不適当と認められるに至ったとき。

(奨学金の交付及び返還義務等)

第7条 校長は、奨学生に6月末日までに奨学金を交付するものとする。

2 奨学金は一括で交付し、奨学生は交付された奨学金について返還の義務を負わない。

ただし、前条の規定により奨学金の交付を取り消したときは、校長は、既に交付した奨学金の全部又は一部の返還を求めることができる。

3 前項において奨学金の返還を求められた奨学生は、定められた期日までに返還しなければならない。

(他の奨学金等との重複)

第8条 奨学生が他の奨学金等を受給すること及び授業料免除許可者となることは妨げない。

(奨学金の事務)

第9条 奨学生の、採用決定に係る事務は学生課において行い、交付手続きは総務課において行う。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、奨学金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。

2 令和元年度に限り、第4条第3項中「4月末日」を「7月末日」に、第5条第1項中「5月末日」を「8月末日」に、第7条第1項中「6月末日」を「9月末日」にそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和3年8月2日から施行する。

別表（第5条関係）

奨学金の採用人数及び奨学金の額

1 奨学金の交付額は、1人当たり10万円とする。

2 採用人数の上限は、海洋交通システム学専攻1名、電子・情報システム工学専攻2名、総数3名とする。

別紙様式 1

大島商船高等専門学校 120 周年基金奨学金申請書

年 月 日

大島商船高等専門学校長 殿

専攻 第 1 学年

本人氏名 _____ (自署)

大島商船高等専門学校 120 周年基金奨学金の交付を受けたいので、大島商船高等専門学校 120 周年基金奨学金授与規則第 4 条に基づき、申請します。

別紙様式 2

大島商船高等専門学校 120 周年基金奨学金推薦書

年 月 日

大島商船高等専門学校長 殿

大島商船高等専門学校

専攻科長 _____ (自署)

大島商船高等専門学校 120 周年基金奨学金授与規則第 4 条に基づき、奨学生候補者として下記のとおり推薦しますので、よろしくお取り計らい願います。

記

1 奨学生候補者

専 攻 _____ 専攻 第 学年

年度入学 _____ 年度

学籍番号 _____

氏 名 _____

2 推薦理由

別紙様式 3

大島商船高等専門学校 120 周年基金奨学金決定通知書

年 月 日

殿

大島商船高等専門学校長

大島商船高等専門学校 120 周年基金奨学金授与規則第 5 条に基づき、奨学生に決定しましたので、通知します。

別紙様式 4

大島商船高等専門学校 120 周年基金奨学金振込依頼書

年 月 日

大島商船高等専門学校
出納命令役事務部長 殿

専攻 第 学年
氏名 (自署)

大島商船高等専門学校 120 周年基金奨学金を，下記口座に振込みして下さるようお願いいたします。

記

振込先	銀行	支店
預金種別	普通	当座
口座番号		
口座名義 (漢字)		
口座名義 (フリガナ)		

* 振込先口座が記載されたページの通帳のコピーも提出願います。